

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

改革の再チャレンジ

日本の商環境に関する EBC 報告書
2006 年

欧州ビジネス協会

改革の再チャレンジ

日本の商環境に関する EBC 報告書

2006 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Estonia
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Hellenic Foreign Trade Board
Iceland Chamber of Commerce in Japan
Italian Chamber of Commerce in Japan
Japan Ireland Economic Association
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Richard Collasse

Senior Vice-Chairman:

Hans Tempel

Vice Chairman:

Jean-Francois Minier

Executive Operating Board

Markus Schaedlich (Austria)
Duco Delgorghe (Belgium/Luxembourg)
Philip Gibb (Britain)
Clas Eilersen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Michael Lachaussee (France)
Hans Tempel (Germany)
Gerard Keown (Ireland)
Fabrizio Cazzoli (Italy)
Patrick van Oppen (Netherlands)
Thorstein Strand (Norway)
Hans Porat (Sweden)
Andre Zimmermann (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Jakob Edberg

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

Policy Analyst

Kathie Harris

Executive & Policy Officer

Sarah Mayo

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとつての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとつての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在約 3,000 を数えるが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の 29 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会

〒102-0075

東京都千代田区三番町 6-7

三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222

Fax：03(3263)6223

Eメール：ebc@gol.com

ホームページ：http://www.ebc-jp.com

改革の再チャレンジ 日本の商環境に関する EBC 報告書 2006 年

著者・編集者：Jakob Edberg

© 2006 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223

Eメール：ebc@gol.com ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ	4
事務局長からのメッセージ	5
はじめに	8
ビジネス関連	
人的資源	14
知的財産権	16
小売・卸売・流通	18
法律サービス	20
税制	22
金融サービス	
資産運用	26
銀行業務	28
保険	30
運輸・通信	
航空会社	34
ビジネス航空	36
メディア/コミュニケーション	38
海運	40
電気通信サービス	42
電気通信機器	44
医療・衛生	
動物用医薬品	48
臨床検査機器・試薬（体外診断）	50
医療機器	52
医薬品	54
ワクチン	56
消費財	
化粧品	60
切花	62
酒類	64
食品	66
産業	
自動車	70
自動車部品	72
航空	74
宇宙	76
防衛	78
建設	80
産業用材料	82
環境技術	84
補遺	
Blue Star Sponsors	88
Special Sponsors	94
Sponsors	95
Supporters	97
Executive Operating Board	98
Board of Governors	99



会長からのメッセージ

日本の商環境に関する欧州ビジネス協会（EBC）の年次報告書が刊行の運びとなり、喜ばしく思います。「改革の再チャレンジ：日本の商環境に関する EBC 報告書 2006 年」と題された今年の報告書は、ここ 1 年間だけでなく、小泉政権の 5 年間にわたる改革の進展を反映しています。そうすることで、日本経済を改革するという広く宣言された公約を小泉政権が果たしたかどうか、およびそれが、日本に投資する企業にとっての見通しにいかなる影響を与えてきたかを見きわめます。

報告書は、これまでになされた前進を称揚する一方で、安倍新政権が取り組むべきさらなる優先課題も提言します。

小泉首相は、世界の経済大国としての日本経済の再興を指揮監督し、国内総生産を 2001 年の 500 兆 9680 億円から 2006 年の推定 513 兆 9000 億円へと引き上げましたが、その間に対日直接投資総額は 2001 年の 6 兆 6320 億円から 2005 年の 11 兆 9030 億円へと伸びました。こうした結果を導き出す決定的な推進力となったのは、規制改革と対日投資拡大を通して日本経済を再活性化するという小泉首相の個人的コミットメントでした。欧州企業はこのコミットメントを暖かく歓迎し、それを追求する決意のほどを認めました。EBC は、規制改革と投資促進を支援する政策提案に関する日本政府との対話をとりわけ評価しました。同時に政府は、政策への既得権益集団の影響力の大部分をかわすことに成功し、これは予算資源のより効率的・効果的な配分へとつながりました。経済のほぼすべての分野はそうした変革の恩恵を被ってきました。公共的・環境的メリットの疑わしいインフラ整備プロジェクトへの支出の大幅な減少は、政府のバランスシートを改善し、建設業界のコストを引き下げ一方、切実に求められている再編や不良債権の解消と相まった全体的な自由化は、金融サービス・セクターの堅牢性を大幅に高めてきました。

こうした成果は、日本の新たなスタートを確保するものとなっています。しかし、小泉前首相自身は現在の榮譽に満足することがおそろくできるにせよ、政府はそうは行きません。切実に必要とされる多くの改革は、内閣府と個々の閣僚の支持基盤との間の調整不足や、官僚支配の増大、時にはビジョンの欠如、また 場合によってはこれら 3 つすべてにたたられて、まだ完了をみていません。日本には、改革を遅らせる余裕はありません。日本の産業は、主要世界市場で競争相手に取って代わられるおそれがあります。少子高齢化は、現行の年金・医療制度を圧迫し、雇用者と被雇用者双方に支えきれない財務的負担を課すことになりかねません。日本の金融サービス・セクターは、完全な統合を達成し日本をアジアの金融センターに押し上げるためのさらなる規制改革を抜きにしては、それ自体の再起をスローダウンさせかねません。こうした現状は、これまでに成し遂げられた改革を確固たるものにして改革プログラムを今後とも推進するための、新たなビジョン、リーダーシップ、エネルギーを切実に必要としています。

欧州企業は、日本経済の繁栄と成功に貢献することを望むとともに、それを達成する方法についてのアイデアを日本政府と分かち合うさらなる機会を歓迎します。欧州ビジネス協会は、日本の今後の繁栄の新たな基礎を築いた小泉前首相に敬意を表するとともに、この継続的な取り組みの指揮をとることを安倍首相に要望します。

リチャード・コラス
会長、欧州ビジネス協会
(シャネル株式会社社長)

事務局長からのメッセージ



欧州ビジネス協会（EBC）は、今年で7年連続の刊行となる2006年版の報告書刊行を喜ばしく思います。「改革の再チャレンジ：日本の商環境に関するEBC報告書2006年」と題された本報告書は、過去5年間の改革の進展を反映し、欧州企業と対日投資に制約をもたらしている主要な問題についての提言を更新しています。

今年の報告書は、小泉首相のここ5年間にわたる任期の満了と後継安倍首相の指名後間もない、日本経済にとってきわめて重要な時期に刊行されます。小泉首相は日本経済の改革を5年間の任期の大きな柱としていましたが、本報告書はこの機会に小泉首相が何を達成しえたかの評価を行います。また、日本の新たな指導者が改革プロセスをしっかりと掌握して改革の約束を実現する必要性を訴えます。この点に関し、安倍首相は、改革プログラムを強化し加速させることをすでに約束しています。EBCは安倍首相の公約を歓迎するとともに、安倍政権の考え方への最初の貢献として、本報告書において意見と提案を提示します。

今年度版EBC白書の作成には、多くの方々および団体から特筆に値するご協力をいただきました。まず、EBCの29の産業分野別委員会の活動に絶えず貢献をいただいたEBC会員各位にお礼申し上げたいと思います。会員各位の業界経験から引き出された洞察なくしては、本書の製作は不可能でした。専門知識およびEBCの活動のサポートを提供していただいた駐日欧州委員会代表部ならびに在京欧州各国大使館にもお礼申し上げたいと思います。

EBCのポリシー・ディレクター、ヤコブ・エドバークには一方ならぬお世話になりました。今年も氏の知識とプロ意識のお陰で、本書が、日本で活動する欧州企業に影響する主要な問題についての重要な参考文献として役立つこと確実です。EBCのポリシー・アナリスト、キャシー・ハリスにも特に触れておきたいと思います。本報告書の製作にあたって、その手腕ならびにポリシー・ディレクターへのサポートは欠くべからざるものでした。最後になりましたが、本報告書の製作費として、多くのEBC会員から惜しみない財政的貢献をいただくことができました。本書巻末のスポンサー／支援者セクションおよび当協会ウェブサイトでこうしたご助功に感謝を表明できますことをEBCはこの上なく誇りに思います。

経験の蓄積が教えるところ、うまく計画され適切に実施された規制改革は、競争を刺激し、市場のより効率的な機能を可能にします。政策の連関や、制度的インセンティブ、キャパシティを考慮に入れずに、まずくデザインされ、あるいは不器用に実施される改革は、経済活動を悪化させ、本来の目的を損ないかねません。日本の経済改革の新たな章の幕開けにあたり、EBCは、商環境を改善し、対日投資水準を引き上げるといった共通の目標を推進する効果的な規制改革について、新総理とその内閣、ならびに日本の財界および広く国民一般との協力を待ち望んでいます。

アリソン・マリー
事務局長
欧州ビジネス協会

はじめに



For more information, contact:

Mr. Jakob Edberg
Policy Director,
European Business Council in Japan

European Business Council in Japan.
Sanbancho POULA Bldg. 2F
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
〒102-0075 JAPAN
Phone 03-3263-6222
Fax 03-3263-6223

はじめに

在日欧州企業は興味深い時を迎えている。予想外に力強い景気回復は、日本の現状に対する欧州の新たな関心と呼び覚ましてきた。日本 = 破綻の危機に瀕している国というメディアの図式は、欧州企業が日本で実際にあげている利益や、日本における数多くの未開拓のビジネスチャンスについてのよりポジティブな報道に取って代わられている。日本の政局も相当の注目を集めてきた。小泉前首相は、そのカリスマ的パーソナリティと異例に長い任期（5年以上）により、欧州において、日本の政治にはっきりとした顔と名前を与えてきた。小泉首相の規制改革プログラムは、日本経済を不況から救い出し成長へと導くのに役立ったと広く認識されている。これまでの、過度にネガティブな日本観を正す機会は、とりわけ対日投資の増強に努めているEBC会員にとって、大いに歓迎するところである。

しかし、日本はあらゆる問題を克服したと主張するのは語弊があるだろう。EBCは、商環境の根本的な改善が大いに評価する一方で、かねてから、重要な改革の遅々としたペースのみならず、まだ何の手も打たれていない分野や、一層由々しきことに、状況が実のところ悪化した分野について懸念を表明してきた。その一方、日本の国民的論議は、規制緩和が足りないどころか多すぎるといふ、際立った印象を残してきた。原状回復のため、小泉政権によって実施された野心的な改革の無効化を声高に唱える向きもある。

小泉政権によってなされた前進を適切に評価することを目指し、今年のEBC報告書は、ここ1年間の進展に的を絞るだけでなく、過去5年間に各セクターで達成されたことの総括も行う。本報告書は、小泉首相から安倍首相にバトンがちょうど渡された頃に執筆されたものであり、新政権に対し、日本の商環境と投資環境を改善する方法について93の実際的な提案を提示している。

過去5年間における改善

差し当たっての疑問は、これまでにどういうことが起きたかである。本報告書は、小泉政権の特筆に値する業績の1つが金融セクターの状況改善であった点を強調する。小泉政権は、信用できる不介入方針を確立することで従来の保護主義的伝統を断ち切り、これにより、金融会社は不良債権問題に正面から向き合うことを余儀なくされた。その結果としての、銀行セクターの統合と金融業界全体の再活性化は、より広範な景気回復の下地を作った。外国金融会社の懸念についての、規制当局の側の大幅な認識向上は、日常業務の簡易化につながった。複数の金融サービス規制当局の合理化とノーアクションレター制度の導入は功を奏した。日本の都市銀行が信託業務と銀行業務を兼営できるようにすることで構造改革がいくぶん達成される一方、すべての銀行と証券会社は、共通のリテール・スペースを共有することと、ある程度の兼営を実施することを認められた。保険および銀行セクターの規制緩和面でも相当の前進がなされた。銀行チャネルを通じての保険商品の販売は部分的に規制解除されている。郵政民営化もスタートした。

過去5年間には、日本の建設業界の変革も見られた。小泉政権によって断行されたインフラ整備プロジェクトへの公共支出大幅削減は、不況を脱するための景気刺激策としてプロジェクトに資金を投入するという、従来までの政権の慣行への明確な決別をなすものだった。小泉政権がこの新しいアプローチを採用し、その結果、建設コストを国際水準まで引き下げたことは称賛に値する。十分にドラスティックとは言えないものの、もう1つの重要な変化は、今年実施

はじめに（続き）：

された入札談合防止対策の強化である。公正取引委員会の比較的控えめな機能強化と、違反者の意欲的な追及と処罰は、実施後10ヶ月ですでに、政府調達に関し目覚ましい成果を生んでいる。予算見積もりに対する落札価格の平均比率は、昨年が約97%だったのに対し、今年1～3月期は79.1%に下降した。EBCは、建設業界における実績と費用効果の一層の重視が欧州企業にとっての真の機会につながる日を心待ちにしている。

昨年の新会社法導入は、法制を近代化し、日本で活動する企業に法人形態のより幅広い選択肢を提供することによって、フレキシビリティを向上させた。EBCは目下、2007年5月の三角合併制度導入を待ちわびており、これによって、日本企業との合併の際に対価として外国株式を使用することが、實際上、より容易になることを願っている。緒に就いたばかりのM&A主導の国内企業統合に外国企業が参画できるようにし、日本のサービス産業が最終的に世界経済へ統合可能になるようにするには、根本的な改善が不可欠である。

最後として、手続レベルでも、やるべきことはまだ多く残っているとはいえ大きな改善がみられている。パブリックコメント手続は以前に比べ一般化しているが、まだ完璧ではない。公文書が今や広く一般にアクセス可能となったことで、政策プロセスは少なくとも原則的には徐々にオープン化しつつある。ノーアクションレター制度はまだ広く使用される実用的手段とはなっていないが、やがては、透明性と説明責任を推進する重要な手段であることが明らかとなるだろう。最も重要なことに、どのセクターも、当局や官僚へのアクセスが格段に容易となり、その結果、対話が改善し、ひいては外国産業界の懸念についての理解向上につながっていると報告している。

より戦略的な改革アプローチの推進

過去5年間の改善は相当なものであるとはいえ、欧州企業の間では、これまでになされた改革は、国内の産業と政府がすでに起きたことに対処し従来の欠陥を克服する助けとなるよう仕立てられた概ね是正措置だったとの印象が強い。そこに欠けているのは、何を最終目標とすべきかという明確なビジョンと、そこに到達するための長期的戦略である。

最も明白なケースは医療分野で見られる。この分野では、少子高齢化の圧力で制度全体が崩れつつあり、結果、医療費が毎年3～4%ずつ増加している。政府はこれまで単に、国民健康保険制度のもとでの負担増・給付削減、および医薬品、臨床検査機器・試薬、医療機器の償還価格引下げによって対応してきた。引き下げは、個々の製品の潜在的メリットを十分考慮することなく一律に行われてきた一方、医療制度の全体的な非効率性はほとんど手つかずのままとなっている。さらに悪いことに、2005年の薬事法改正は、多くの点で、医療にマイナスに作用した。改正された認証制度は、当初の狙いどおり市場アクセスを改善するどころか、企業が医薬品、臨床検査機器・試薬、医療機器を上市することを大幅に困難にしている。したがって、これまでに行われた「改革」は、諸外国で利用できるサービスに比べ劣ったサービスに元から高い料金を支払い、すでに5～10年も前からある製品しか利用できない日本の患者の状況を一層悪化させてきた。EBCは新政権に対し、こうした「改革」を、緊急に取り組む必要のある重大な構造問題に目をつぶるための口実とすることがないように強く要望する。

金融セクターにはすでに相当の改善が加えられているとはいえ、この分野もやはり、新しいビジョンと戦略を必要としている。日本はアジア最大の経済国であり、東京はアジア地域の金融センターとなるに相応しい位置にあるにもかかわらず、東京に進出している外国の金融グループは少ない。その理由は至って簡単である。不十分な規制改革のため、金融会社は日本ではまだ、他の先進市場の場合のように、グループとして営業することを認められていないのである。業務の統合は依然、本質的にリスクを伴う。認められていることとしないことのグレイゾーンがまだ相当残っている。その結果、グローバル金融グループは、規則が今と異なり、かつ一層明確であったなら日本で行えたはずの業務を依然として日本国外で行っている。EBCは、銀行業と証券業の分離を義務付けている証券取引法第65条の廃止を執拗に唱えてきたが、成功には至っていない。地域本社にとっての魅力的なロケーションとなるためには、完全に統合された金融サービス業に日本が門戸を開く必要のあることは明々白々であるが、この目標を達成するための政策はいまだ存在しない。

同様の戦略的改革を必要とする、それほど目立たない分野は航空である。日本経済の成功が、日本と諸外国の間の、良好に機能するリンクに大きく依存することは言を俟たない。にもかかわらず、過密状態にある関東地方へのアクセス改善や、世界最高の着陸料・港湾荷役料の一部削減、一層の競争へ向けて市場を開放するための厳しい料金規制の緩和についての明白な総合的戦略は存在しない。EBCは、これまでなされてきたような改革を喜ばしく思う一方で、改革のペースと内容が目下経済的問題に直面している旧国営航空会社のニーズにおかた支配されているともみている。

本報告書では、力の入れ方に差はあれ、小泉政権によって取り組まれた有意義な改革の例がほんのいくつか取り上げられているが、それらは明確な戦略よりむしろ必要性に主導されたものだった。その結果、所管府省およびそれと最も密接なつながりをもつ関係業界筋以外には限られたメリットしかない、あまりにも多くの細分化された政策へとつながっている。

改革の盲点

本報告書の読者は、日本で進行中の改革の方向について報告書が概ね肯定的ではあるにせよ、外国企業の活動を依然やりにくくしている、日本の保護主義全盛時代の名残をなす規制への不満が時として発せられていることに気付くだろう。こうした規制のいくつかは、規制緩和を第一目標とする政権の5年間をいかに生き延びてきたかを理解するのは難しい。例えば、日本はすべての在留外国人に対し、在留資格を失うことなく日本を離れ再び日本に戻ってくることを望む場合に特別許可の取得を義務付ける独自の再入国許可制度を通じて、在留外国人の出入国への制限を維持している。在留外国人がビザ申請手続のもとで審査され、日本に在留する資格があるとされているにもかかわらずである。ビザの有効期間が切れるまでずっと日本国内に留まることが例外ではなく当たり前だった時代には再入国許可制度にも意味があったかもしれないが、今や何の目的も果たさない制度を維持し続けている理由は理解しがたい。

同様に、食品分野の多くの規制は、25年前の日本を見るようだ。例えば、日本で認可されている828種類の食品添加物のうち、WHO/FAOが安全と認めているものは僅か294種類である。その反面、WHO/FAOが安全と認めている600を超える添加物は、日本では使用が認められていない。2001年に日本政府独自の優先的リストに掲載された46種類の添加物のうち、こ

はじめに（続き）：

れまでに認可されたのはわずか4種類にすぎない。このペースで行くと、こうした安全な添加物すべての使用が日本で認められるのは2061年以降になる。他の市場では単に「化粧品」と呼ばれるはずの製品の導入を恐ろしく複雑にさせている「医薬部外品」という特殊なカテゴリーは、その科学的根拠が大いに疑わしいにもかかわらず、依然問題視されないままとなっている。同様に、日本独自の規制は、建設、大規模小売業、ビジネス航空、臨床検査機器・試薬、医療機器、切花、動物用医薬品といった分野で活動する欧州のビジネス関係者にフラストレーションをもたらしている。グローバルなベスト・プラクティスに反し、明らかにユーザーや消費者の利益にならない規制であるにもかかわらず、それが当たり前とされ、それを疑問視すること自体が問題となるこうした盲点には、通常の論理や主張は通用しない。

新しい指導者にとっての挑戦課題

上で取り上げた今年の報告書の主な所見は、小泉首相が船の向きを変え規制緩和と自由化に針路を定めることには成功したものの、日本にはまだ多くの前進が必要であり、最終目標が依然不明確であることを物語っている。各省やその他の政府機関は、相変わらずそれぞれの関係業界を統御し、政策が自らの権限や、最も密接なつながりをもつ関係業界筋の利益を損なわないよう万全を期している。小泉首相は、政治的コンセンサスを改革とより調和する方向に何とか持っていったが、改革実現を確保することはできなかった。安倍首相にとっての最大の挑戦課題は、改革プロセスの指揮をとり、盲点に光をあて、重要な改革の無効化を専門各省に許さないことだろう。安倍首相は、主要なすべてのセクターの規制を緩和する戦略を策定することによって、郵政民営化問題のみにとどまらず、経済の再活性化を主導する必要があるだろう。安倍首相が成功を収めるためには、内閣府をさらに強化する必要があるだろう。強力な専門各省に引けをとらない、真に自立した専門知識をそなえてこそ、内閣府は、この重要な任務の主導権を握り、切実に必要とされる改革すべてを実現することができる。

本報告書の構成

本報告書は、広範囲にわたる業種および事業分野を扱う31の章からなっている。特定のEBC産業別委員会の懸念を取り上げる各章は、ここ日本の「現場」でビジネスを行っている委員会メンバーの集合的な実地体験に基づいている。各章は、過去5年間にわたってなされた進展の評価を背景に、さらなる規制改革へ向けた一連の提案で構成されている。本報告書が、日本の商環境と投資環境の改善を目指す日本政府を始めとする関係各当局の考え方にポジティブな貢献をなすことを信じてやまない。

ビジネス関連

人的資源
知的財産権
小売・卸売・流通
法律サービス
税制

人的資源

提言の要旨：

■ 就労許可および再入国許可

- 提案* 政府は、再入国許可制度を廃止し、就労許可取得に関する不必要な条件の緩和によって熟練労働者へのアクセスを改善すべきである。
- 現在の状況* 進展なし。日本は、在留資格を失うことなく出国することを望むすべての在留外国人（永住者を含む）に対して特別許可の取得を義務付ける独自の再入国許可制度を通じ、在留外国人の出入国制限を維持している。EBCは、再入国が許可される最長期間を1年から3年に延長した1999年の「出入国管理及び難民認定法」の改正を歓迎した。この改正は、数次の再入国許可を取得した場合に、ビザの有効期間中（最高3年間）、自由に出入国する権利を認め、ほとんどの在留外国人にとって出入国を容易なものにした。しかし、そうした許可の申請・更新手続は依然としてお役所的で時間がかかり、申請者と雇用主双方にコスト的負担をもたらす。EBCは、日本のビザを申請する（大学の学位をもたない）若年専門職者が、10年間の職務経験の証明記録に基づき「特殊技能」を証明することを依然義務付けられていることにも同様に失望している。

■ 解雇

- 提案* 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由による解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を、適宜の解雇手当の目安に関する明確なガイドラインと併せて導入すべきである。
- 現在の状況* 進展なし。解雇を可能にするために2003年6月に労働基準法が改正されたが、何をもって解雇に対する妥当な補償とみなすかに関する具体的な基準は定めなかった。

■ 年金

- 提案* 日本はすべての欧州政府と社会保障協定を締結すべきである。日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。暫定措置として、拠出払い戻しの上限を3年分から5年分に引き上げる目下検討中の案を即刻実現すべきである。さらに、外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。
- 現在の状況* 進展。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっているが、日本の年金制度への強制拠出の払い戻しは、脱退する外国人の場合は依然、最高3年/約150万円が上限となっている。EBCは、フランスの年金制度への拠出に関して税控除を適用する日仏間の協定を歓迎するとともに、これが、さらに多くの二国間協定改定のモデルの役目をするよう願っている。

グローバルな経済的圧力と日本のビジネス環境内での状況変化は、労働者の質と管理効率の改善に一層重点を置いて人的資源管理慣行を見直すことを企業に迫っている。効率的、費用効果的なやり方で人的資源を管理する企業の能力は、最終的に日本経済の健全さに影響を及ぼす。労働法規も、外国企業が日本で活動し収益を上げる能力に影響し、したがって、日本進出、日本での事業継続、日本での事業拡大の決定に影響を及ぼす。さらに、外国のノウハウに大きく依存する企業にとって、外国人労働者の国内外の十分な移動性は会社が成功を収めるために不可欠である。現行の再入国許可制度は何の監視機能も果たしていないため、EBCは再入国許可制度を維持することに何ら明白な理由を認めることができない。ビザを所持している外国人は審査済みであり、ビザの有効期間中、日本に在留する資格がある。再入国許可制度にかかわらず、日本からの出国または日本への入国は入国管理当局によって監視される。ビザの保有者がビザの交付条件の下で認められていない活動に従事した場合、ビザはいつでも取り消すことができる。

EBCは、熟練労働者の日本への流入を促進するための厚生労働省の取り組みに注目しているが、入国管理法の緩和だけでは十分でないと考えている。外国の資格、証明書、免許を受け入れることによって外国人専門家が日本で専門職に就けるようにするほうが、明らかにより有望なアプローチである。証明された専門技能をもちながら大学の学位や10年間の職務経験をもたない人々に就労用ビザを交付することは、日本が熟練外国人労働者の誘致に本気で取り組んでいることを証明する合理的な第一歩となるだろう。

2001-2006年規制改革の総括

近年政府は、労働時間、報酬、年金制度、契約等の面で一層の自由を雇用者に与えてきたが、解雇に関するフレキシビリティや明瞭性は高めてこなかった。政府は2003年6月、長期雇用制度を支持する傾向、雇用者が経済的苦難に関する厳しい基準を満たさない限り解雇を認めない傾向のあった従来の判例法を成文化するため、労働基準法を改正した。しかしこの改正は、不確かさや、不必要に費用のかかる調停のリスクを避けるため標準慣行を至急成文化する必要のある分野である退職金問題を扱わなかった。

EBCは、雇用者がよりフレキシブルで魅力的な年金制度を被雇用者に提供可能にする重要なステップとして、2001年の確定拠出年金法を歓迎したが、同法は、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乘せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善されるべきである。この分野や、離日する外国人労働者についての、日本の年金制度への強制拠出の払い戻し拡大面で進展はみられなかった。さらに、日本がベルギー、フランス、英国、ドイツと社会保障協定を結んだことは心強いものの、他の諸国との交渉が遅々とし進まないことには失望を禁じえない。

最後に、EBCは、製造業での派遣社員の使用を許可し、派遣社員を雇用できる契約年限を1年から3年に延長した労働者派遣法の改正を、1998年改正の重要なフォローアップとして歓迎した。派遣社員の使用は、今や、一時的な人手不足を解消する有望な代替策となっている。

知的財産権

提言の要旨：

■ 水際規制

提案 日本の当局は、国内に持ち込まれる商品の真正性について並行輸入業者に一層大きな責任を負わすべきである。権利者は、司法的手段とし水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利をもつべきであり、民事法廷で権利者が直接輸入者とことの是非を争えるようにすべきである。関税法で定められた民事および刑事制裁は、模倣品輸入を防止するには不十分である。個人や法人が模倣品輸入を企てることやその意図をもって行動することを違法とするよう、関税法を改正すべきである。

現在の状況 大幅に進展。2006年4月1日以降、不正競争防止法で規定された著名・周知のブランド商品に類似した商品の輸入は禁止されている。さらに、模倣品を輸入する個人や法人に課せられる罰金の額を引き上げるため、商標法が改正された。2007年1月1日以降、罰金は法人の場合最高3億円（従来の1億5000万円から引き上げ）、個人の場合最高1000万円（従来の500万円から引き上げ）となる。

■ インターネット上の偽商品

提案 日本の当局は、オークション・サイトでの売り手の管理および知的財産権侵害疑義物品に関する情報の開示に対するより明確な責任をインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に負わすべきである。さらに、ISPは、侵害常習者に対し一層厳しい処置をとることを義務付けられるべきである。

現在の状況 改善の兆し。インターネットは依然、日本国内、とりわけオークション・サイトで模倣品をさばくための手軽な方法となっている。政府は、法律の運用を強化する意向を改めて表明している。大手ISPによってとられた措置（ID管理システム、およびインターネット・コンテンツ監視のためのスタッフ）は、公然と模倣品として販売される商品の量削減には役立ってきたが、本物の商品と偽って販売される模倣品の分野ではほとんどあるいはまったく改善がみられていない。さらに、携帯電話を利用した新しいオークション・サイトが出現している。こうしたサイトの監視・防止は、技術的にも法的にもきわめて困難である。

■ 個人使用目的の所有

提案 模倣品の所有と日本への個人輸入も禁止するよう、商標法を改正すべきである。

現在の状況 改善の兆し。模倣品の個人所有・個人輸入を禁じていない商標法の抜け穴はますます悪用されている。商業輸入業者は発覚のおそれを減らすために偽商品を小分けにして輸入し、外国の輸出業者は日本市場で模倣品を販売するために同様の方法を用いる。2006年6月8日に知的財産戦略本部によって発表された知的財産推進計画2006は、個人輸入を禁止するための検討の意向を示し、結果、必要なら2006年内に個人輸入を禁止する法律制定の可能性について検討する意向を表明した。

日本における知的財産権の保護強化

EBCは、知的財産権保護のため多くの分野で日本政府がとってきた積極的措置を歓迎する。とはいえ、模倣品の存在は依然、日本におけるきわめて深刻な問題となっている。オークション等のサイトを通してインターネット上で販売されるブランド商品の半数以上は模倣品である。下記の構造的問題は、日本の当局がこの問題に効果的に対処することを阻んでいる：

1. 欧州とは異なり、日本では依然、並行輸入が認められている。外国の供給業者や日本の輸入業者はしばしば、並行輸入の名目で模倣品を流通させる。
2. 刑事責任を立証するには、警察は侵害者が模倣品と知りつつ商品を扱ったということを証明する必要があるため、模倣品にからむ明白な事件でさえ、日本の当局が訴追することは難しい。
3. 地方税関が真正性の認定や輸入差止申立の修正のためインターネットによる画像送信技術を利用することはもはや禁じられていないが、このやり方は正式には認められていない。
4. 権利侵害容疑に関連した個人情報開示に関するISPの責任は、日本の法律では十分に規定されていない。現在ISPは、模倣が明らかな場合、権利者に情報を提供することに同意している。しかし、プロバイダ責任制限法が開示の要件と定めている明確な侵害行為の定義は存在していないため、明らかな侵害行為を権利者が立証することは難しい。総務省は、こうした問題について協議するため、大手ISPと業界団体からなる委員会を立ち上げた。
5. 意匠法のもとでの意匠保護は目下、あまりにも複雑かつ高コストである。関連意匠および優先権書類に関する欧州の規則との整合化は、登録プロセスの簡易化を助けるだろう。日本の裁判所も、意匠法のもとでの意匠の類似性の解釈により厳格なアプローチをとるべきである。
6. 特許法・商標法の先頃の改正にもかかわらず、権利者に裁定される損害賠償額は依然あまりにも少額であり、権利侵害の影響の大きさを反映しておらず、侵害者に権利侵害抑止力をもたらしていない。

EBCは、知的財産権問題に取り組んでいる日本の様々の機関に対し、この嘆かわしい状況を打破することを目指した具体的な対策を導入するよう要望する。

2001-2006年規制改革の総括

EBCは、2002年の知的財産戦略会議設置後に日本政府によってとられたいくつかのイニシアティブを歓迎してきた。2003年以降、関税率法の改正により、知的財産権侵害の疑いのある物品の輸入を水際で差し押さえることを企業が税関当局により容易に申請できるようになった。2004年以降、権利者は侵害疑義物品の輸入者に関する情報を入手できるようになった。警察官は、模倣品の真贋を素早く調べる方法を権利者から講習されるようになった。2006年4月以降、不正競争防止法で規定された著名・周知のブランドに類似した商品の輸入は禁止されている。これらの措置が共に適切に準備・実施されるなら、日本の知的財産権保護の改善に大いに役立つだろう。とはいえ、合法的なビジネスの利益が害されるのを防止するには、さらなる政府措置が依然必要不可欠である。意匠登録費用は引き下げられねばならず、裁判所は模倣意匠の解釈面でより幅広い見方をとらなければならない。インターネット・オークション・サイトでの模倣品の取引についてISPに責任を負わさなければならない。また携帯電話サービスで目下行われている取引を停止させるために同様の措置をとらなければならない。商品の真贋について並行輸入業者に全面的に責任を負わせるためにも、また、業者がその都度少量の私物品と偽って偽商品を持ち込むのを防止するためにも、まだ措置が必要である。

小売・卸売・流通

提言の要旨：

■ 大規模小売業

提案 大規模小売施設の事業免許の申請と実施に適用される規制は、より透明かつ一貫性のあるものにすべきである。政府は、都市計画法の改正が2007年に実施されるときに、新規の大規模小売業に関する新しい制限からの大都市（人口100万以上）の免除が顧慮されることを保証すべきである。

現在の状況 限られた進展。大店立地法の規定の多くを明確化する面で進展がみられているとはいえ、透明性の欠如と地域差のある実施方法は、外国小売業者の市場参入にブレーキをかける働きをする。建設、安全、環境規制についての地元の解釈には一貫性がない。これは、投資コストを増加させ、不確実さとリスクを高めて、日本での事業を拡大しようとしている小売業者にとっての学習効果を事実上損なわせる。日本に外資系大規模小売業者が際立って少ないことは、これが投資に及ぼす影響の証左である。EBCは、政府が我々の懸念に留意し、2006年初頭に都市計画法改正が国会で可決される直前に、大規模小売業についての新たな制限に関する重要な免除を導入したことを喜ばしく思う。地方自治体が改正をどう解釈し、どういう行動をとるかはまだ不明である。

■ 宅配便

提案 流通市場に真に公平な土俵を生み出すため、日本郵政公社と宅配業者に適用される規制を整合化すべきである。

現在の状況 限られた進展。郵政民営化法は小泉政権の大きな業績の1つとなっている。しかし、日本郵政公社の宅配サービス（ゆうパック）に適用される規制は、民間の宅配業者に適用される規制とは大きく異なっている。例えば、郵政公社は、民間宅配業者に適用される通関手続のための費用と管理手続を事実上すべて免除されている（通関情報処理システム（NACCS）の使用を含めて）。さらに、郵政公社は、交通妨害〔違法駐車〕や航空貨物安全に関するほとんどの規制や、建設や営業施設に関する規制から免除されている。同様の業務に携わる民間企業の利益を不当に損なう活動に従事することを避ける義務を郵政公社が果たせるよう、上記等の規制面の格差をなくす必要がある。

■ 酒類販売業免許

提案 酒類卸売業免許の規制を全廃すべきである。

現在の状況 若干の進展。2001年以降、規制緩和によって、日本の酒類小売業免許は徐々に自由化されてきた。「緊急調整地域」を設ける暫定措置が2006年9月に撤回されたことは、完全な自由化へ向けての大きな一歩となった。EBCはこの進展ぶりに喝采を送るとともに、自由化の欠如がますます大きな問題となりつつある卸売市場にも同じ措置を適用することを政府に要望する。

■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証手続

提案 消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制は、国際慣行と整合化されるべきである。

現在の状況 若干の進展。日本へ輸出される製品のCE/ENマーキングやISOマーキングの受け入れに難色を示すことは、新製品の市場導入の遅れにつながるるとともに、輸入コストを相当増加させる。EBCは、消費者の安全衛生を守る必要性を認める一方、製品規格のさらなる統一と、日本の規則と同等のものとしての国際マーキングの受け入れを政府に強く要望する。EBCは、特定の製品に関し種々の規格を推進する正当な理由が日本にある可能性を認識している。しかし、日本政府は、日本特有の条件を一方向的に課すよりむしろ、国際組織内で世界標準規格の創出により積極的に影響力を及ぼすべきであるとEBCは確信する。

2001-2006年規制改革の総括

改革志向の政府の5年間は、日本市場への投資を望む外国の小売・卸売・流通企業にとっての見通し改善にはほとんどつながらなかった。日本は世界第2位の小売市場であるのに、日本で活動している外国小売業者は比較的少ない。専門小売チャンネルでの外国小売企業の活動の著しい拡大（多くの小売店舗はフランチャイズを通じ、あるいは日本企業へのライセンスのもとで活動しているにせよ）にもかかわらず、外国小売企業にとり、日本市場に参入する際にグローバル規模のロジスティックスを活用することはきわめて困難となっている。新規小売店舗を開発・開設するプロセスは、制限、非効率、遅滞がつきものとなっている。統制の地方分散化と管理の削減によって効率向上を目指した新しい大規模小売店舗立地法（2000年）を建築許可および環境影響評価手続と併せて合理化する機会は利用されなかった。

それどころか新法は、個々の地方自治体が独自の手続を設けたり、場合によっては新たな免許条件を設けたりすることにつながり、結果的にコストと遅滞を増大させている。その影響は、面積1万m²を超える小売店舗開設への制限と相まって、日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている。

個別の市場における状況も同様に厳しいままである。酒類小売販売を自由化する新法（2001年/2003年）制定の結果として予想された成長は、第1に、既存小売業者への一時的保護を提供するさらなる法律制定によって、第2に、旧来の免許が失効するまで、より広範囲の新しい免許の申請を禁止することによって、阻止されてしまった。様々の消費者製品の輸入・認証・表示に関する手続は、製品がすでに国際規格や欧州規格によってカバーされている場合ですら、日本独自の個別の規格に照らした付加的な製品試験が求められるため、依然、過度にコストのかかる複雑なものとなっている。その一方、郵政民営化法を歓迎した流通業界は、新会社が適切に規制され民間業者と不平等な条件で競争することを認められることがないよう、郵政民営化が透明性ある公正な形で進められるのかどうか依然危惧している。

法律サービス

提言の要旨：

■ 擬似外国会社

提案 日本は、日本国内で事業を行う外国会社の支社の法的安定性を確保するため、新会社法第821条を修正すべきである。そうすることで同法は、参議院が同法を決議した時に付帯決議で表明された立法者の意図に沿ったものとなるだろう。

現在の状況 若干の進展。新会社法第821条は、日本にある支社が事実上本店となっている場合、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本においてそのような支社を通して取引を継続することができない、と規定している。法務省は、国会の場でも、通知を通して、821条導入の結果、外国会社に新たな規制的制限が課せられることはないを繰り返し保証してきた。とはいえEBCは、本来完全に認められた法人である、外国会社の多くの日本支社の適法性が疑問視されかねないことを依然危惧している。

■ 国境を越えた株式交換

提案 日本は、実行日を延期したことに従い、かつ、目下予想される省庁ガイドラインに沿って、用法/適用性に関する制限なしに、「三角」合併制度を導入すべきである。最終的には、課税繰り延べを伴った、国境を越えた直接的な株式交換も認められるべきである。

現在の状況 限られた進展。実施が1年遅れたものの、新会社法のもとでの「三角」合併制度の導入は、国境を越えた本格的な株式交換へ向けての歓迎すべき第一歩である。しかし、この制度の適用を受ける資格のある株式についての具体的な条件はまだ定められておらず、今年末に発表予定の省庁ガイドラインがこの制度の用法や適用性を制限しないことが肝要である。さらに、実施まで残りわずか5ヶ月となった今も、そうした取引の税制上の扱いは未解決のままとなっている。

■ ポイズンピル

提案 「ポイズンピル」制度（乗っ取り防止策）について取り扱う際には、過剰な防衛策が認められるべきではなく、また、既存の株主がつねに優先視されるべきであるとEBCは確信する。既存の取締役の利益を守るためだけの手段としてそうした防衛策が用いられるのを避けるため、ポイズンピルを発動するための厳しい条件が適用されるべきであり、理想的には、乗っ取り防止策実施のために社外取締役の承認や支持を取りつけることを条件とすべきである。新しい買収元候補からの建設的な提案を遮断するために「ポイズンピル」が使用されることのないよう努力が払われるべきである。

提言の要旨(続き) :

EBC Legal Services Committee Member Companies

Allen & Overy
ARQIS Foreign Law Office
Ashurst
Clifford Chance Tanaka Akita & Nakagawa
Freshfields
Hayabusa Kokusai Law Offices
Herbert Smith
Janssen Foreign Law Office Registered Associate
Laurent Dubois Foreign Law Office
Linklaters
Lovells
Loyens & Loeff GJB Office
Sonderhoff & Einsel Law Offices
Squire, Sanders & Dempsey L.L.P.
Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Baker & McKenzie)

■ 法律業務の自由化

提案 政府は、近年の前進を基礎に、日本で活動する外弁の差別待遇を廃止するさらなる改革を実施し、日本と外国の法律事務所双方が日本で平等な立場で活動できるようにすべきである。

現在の状況 若干の進展。2005年に導入された外弁法は、日本の弁護士(弁護士)と外国の弁護士(外弁)がとりうる協働の形態に対する制限の一部を撤廃したが、日本における法律業務の自由化を十分に推し進めるものではなかった。今でも、弁護士法人を設立できるのは弁護士だけであり、弁護士と外弁が協働する事務所は法人化できない。外国法事務弁護士事務所が本国で有する有限責任の地位は、日本ではまだ認められていない。第三国の法律について提供できるアドバイスに関し、外弁には弁護士よりも多くの制限がある。日本での増員を図る外国法事務弁護士事務所の取り組みでさえ、日本で外弁の免許を得る以前に、弁護士資格を取得した国で実務経験を積むことを外国人採用者に義務付ける規定に水を差される。一方、日本人採用者は、事務所のパートナーに日本人弁護士が含まれている場合にしか、その外国法事務弁護士事務所の名前でアドバイスを提供することができない。こうした不必要で差別的な規定は即刻撤廃すべきである。

2001-2006年規制改革の総括

1. 法律専門職

過去5年間には、とりわけ日本の弁護士と外弁がとりうる協働の形態に対する制限の一部を撤廃する2005年外弁法の結果、日本における法律専門職の規制面でいくつかの前向きの変化がみられた。しかし、競争にとっての大きな規制的障害がまだ残っており、すでに協働している弁護士と外弁の事務所の法人化を妨げ、第三国の法律について外弁が提供できるアドバイスを制限し、外国法事務弁護士事務所が本国において有している有限責任の地位が日本で認められることを妨げている。差別的規制は、法律事務所と同様、個人にも影響を及ぼし、日本で外弁の免許を得る以前に、弁護士資格を取得した国で実務経験を積むことを外国人採用者に義務付けたり、外国法事務弁護士事務所のパートナーに日本人弁護士が含まれていない限り、日本の弁護士がその事務所の名前でアドバイスを提供できないよう制限したりしている。こうした規制的障害が存続する限り、日本の消費者は、法律上の助言という重要分野における選択肢を奪われることになり、一方、外国法律事務所は潜在顧客を不当に奪われることになる。

2. 法律面の進展

過去5年間には、日本における合法的企業構造に影響を及ぼすいくつかの重要な改革が政府によって導入された。最も重要なものは新会社法、とりわけ、そこに含まれる「三角」合併制度であり、これは目下、2007年に施行の予定となっている。この制度の導入延期は残念なことであり、また、付随するガイドラインと税制上の扱いを明確化する面での遅れはもどかしいが、総じて言えば、この措置は本格的な国境を越えた株式交換へ向けての大きな第一歩となると期待される。とはいえ、EBCは政府に対し、M&A活動に関連したポイズンピルの使用に関し、既存の取締役ではなく既存の株主の利益を優先するよう法律が調整されることを要望する。

税制

提言の要旨：

■ 説明責任と守秘義務

- 提案* 1. 国税庁は、正式の回答文書制度のもとで寄せられる要求への対応としてのみならず、標準慣行として、追徴金の事由等、すべての裁定と明確化を書面で提供すべきである。こうした裁定は、匿名形式で定期的に国民に公開されるべきである。
2. 納税者の秘密を守る現行の法律は厳密に施行されるべきである。

現在の状況 1. 若干の進展。回答文書制度に対して2004年3月に成立した変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。これは大いに必要とされる外国直接投資を減退させる。

2. 若干の進展。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。EBCは、毎年の高額納税者リストの発表と、通常、税務監査の過程でなされる修正申告提出を行った法人の名称の、税務署による公示をともに廃止したことを歓迎する。

■ 合併買収および企業再構築

- 提案* 1. 2007年から新会社法で導入される三角合併やその他の企業組織再編制度のもとで外国企業の株式を受け取る株主が得るキャピタルゲインはすべて、原則的に課税繰り延べされるべきである。
2. 基本概念の定義面で当局に無制限の裁量を付与するのを避けるために、企業組織再編税制を下支えする法規と規制を明確化すべきである。「事業の継続性テスト」など、様々な基本用語をより正確に定義すべきである。
3. 意図された再編成が適格組織再編成の条件に適合しているか否かについて、納税者が正式の事前照会ガイダンスを受けられるようにすべきである。
4. 現物配当の税制上の扱いを明確化すべきである。

現在の状況 進展なし。三角合併制度は2007年5月から導入されるが、厳しい新条件はまだ検討中である。しかも日本政府は、三角合併に由来するキャピタルゲインの税制上の扱いについてまだ決定していない。EBCは、日本企業同士の合併に関して目下適用されているキャピタルゲインの課税繰り延べを、国境を越えた合併にも拡大適用することを提案する。政府が対日投資の促進に本腰を入れて取り組んでいるのであれば、日本企業との合併における通貨としての外国株式の無差別待遇は、政府がとるべき最も重要な政策ステップである。2006年の税制改革は、会社の50%超の株式の売却後の、欠損金の繰越の利用制限を導入した。EBCは、新規則が狭く適用されるよう、また一層明確化されるよう提言する。

提言の要旨（続き）：

EBC Tax Committee Member Companies

ARQIS Foreign Law Office
BASF Japan
Bayer
Chanel
Dalpayrat Foreign Law Office
Henkel Japan
KPMG Tax Corporation
Loyens & Loeff/Loyens & Volkmaars
Mazars Japon
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Philips Electronics Japan
PricewaterhouseCoopers
sanofi-aventis K.K.
Shin Nihon Ernst & Young
Sonderhoff & Einsel
Deloitte Touche Tohmatsu

■ 連結納税

- 提案*
1. 連結できるのは全額出資子会社のみという要件は、50%出資まで下げるべきである。また、グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
 2. 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定、ならびに、連結グループに加入する企業の特定資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
 3. 連結に地方税を含めるべきである。

現在の状況 進展なし。上記の制限があるため、日本の連結納税制度は日本国内の法人納税者の間でまだ十分にまたは活発に利用されていない。

■ 移転価格

- 提案*
1. 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。さらに、税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。
 2. 日本市場の特殊な特徴にあまり重点を置くべきではない。

現在の状況 限られた進展。税務当局は依然、秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っており、そのため、納税者は製品や機能の類似性を確認しにくい。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。移転価格算定方法適用面のこの不整合は、納税者が直面する困難を増大させている。

■ 租税条約

提案 EBC税制委員会は、すべての欧州諸国との租税条約を見直すよう日本に促す。EBCは、改正日英および日仏租税条約のように、ロイヤルティ、適格配当、利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ新しい租税条約をとりわけ歓迎する。

現在の状況 進展。日本は目下、オランダ、スイスと租税条約の再交渉を行っており、英国、フランスとは先頃新条約に調印した。

■ 外形標準課税

提案 現行の外形標準課税制度を改正すべきである。

現在の状況 進展なし。資本や人件費等の、利益以外の基準が法人事業税の一部となり、資本金1億円超の企業に適用されている。そうした税金は対日投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。

■ 役員賞与損金算入

提案 役員の業績賞与の損金算入は、事実上上場企業に限定されるべきではなく、有価証券報告書の提出以外の手段によって財務情報を開示する企業にも利用可能とすべきである。

現在の状況 若干の進展。役員賞与をもはや利益処分として扱わなくなる新会社法に加え、2006年の税制改革は、役員賞与損金算入を原則として認めている。しかし、そうした役員賞与の損金算入のためには、企業は有価証券報告書を提出しなければならない。有価証券報告書は通常、上場企業によってのみ提出されるものであり、ほとんどの外国企業にとって負担の重すぎる大量の監査・開示要件を伴っている。EBCは、たとえ有価証券報告書を提出しなくとも、非上場企業にも役員業績賞与支払額の控除が認められるよう提案する。

2001-2006年規制改革の総括

日本では過去5年間に、根本的で重要な新しい概念が法人税制度に導入されてきた。おそらく最も重要なものは、適格組織再編成の概念、および（金融市場を刺激するための）配当とキャピタルゲインに関する優遇源泉税率の概念の導入だろう。これらはどちらも、小泉首相の改革政策の土台をなすものだった。同様に重要なことは、2001年の連結納税制度導入である。これらの改革は、必要とされる経済の構造改革においてきわめて重要な役割を果たした。欠損金の繰越期間の2年延長もそのプロセスにおいて役立った。

回答文書制度の導入は、とりわけ2004年に制度が改良され、特定の個人取引を書面で明確化する権利を納税者に与えて以降、透明性と説明責任をいくぶん強化してきた。前進を認めうるもう1つの分野は、納税者の秘密の保護である。税務監査や納税者・税務当局間の論争に関する報道は、今では5年前ほど盛んではなくなっている。さらに、通常、税務監査の過程で提出される法人税修正申告に関する情報はもはや公表されない。

しかし、企業支援的な租税環境を創出するために政府が十分手を尽くしたとは言いがたい。国境を越えた株式交換の導入には時間がかかりすぎており、そうした取引の課税繰り延べについては言わずもがなである。2007年5月に三角合併制度がついに導入された暁に、三角合併制度のもとでの取引が果たして課税繰り延べになるかどうかは、本稿脱稿時にはまだ不明である。また、国内の税制に促進される企業再構築に関し、「事業の継続性テスト」といった適格性に関する主要用語がまだ明確に定義されていない。連結納税の導入はきわめて重要だったが、この制度がポテンシャルを実現するためには、適格条件が緩和される必要がある。最も重要なことに、政府は、説明責任と透明性を確保するためさらなる措置をとる必要がある。欧州企業は依然、とりわけ移転価格の分野で税務当局から一貫性に欠ける恣意的な扱いを受けた事例を報告しているが、これはビジネス・コストの由々しき上昇を招くとともに、投資家の信頼を損なう。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

資産運用

提言の要旨：

■ 認可制度の一貫性と透明性

提案 日本は、資産運用業界に適用される法令・規制の内容を統一すべきである。また、許認可の申請プロセスにおける一貫性と透明性を確保するために、許認可制度を改正すべきである。認可、申請、顧客への情報開示に関する金融庁、財務省の各財務局、投資信託協会（JITA）、日本証券投資顧問業協会（JSIAA）がそれぞれ課す規制の内容を統一すべきである。

現在の状況 進展なし。投資信託運用と投資顧問サービスは実質的にさほど異なる事業にも関わらず、それぞれの業は目下、個別の法律によって規制されており、認可要件・申請手続・顧客への開示事項が異なっている。EBCは、2006年5月に国会で可決された新しい金融商品取引法が、資産運用業界に適用されている競合する法的な枠組を真に統合していないことに失望している。

■ オフショア・ファンドの販売とサービス

提案 日本で投資顧問業務を行うための認可をすでに取得済みのすべての投資顧問会社が、この分野で業務を行うための追加の認可申請を要せずに、オフショア商品の販売活動に適用される共通の規則の適用が受けられるようEBCは提案している。

現在の状況 進展なし。日本で系列会社の商品の販売をサポートすることを望む資産運用会社は、金融庁と関東財務局に兼業の承認を受けなければならない。かかる承認は範囲が限られており、資産運用会社は系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることができないでいる。

■ 公募ファンドの大量保有報告にかかる要件

提案 公募ファンドに関して、5%超の上場株保有を連結ベースで2週間ごとに報告させることになる現行法改正は再検討すべきである。そうした措置は、潜在的にはファイアーウォール規制違反と、顧客に対する受託者の義務違反を伴うとともに、資産運用会社に不当な管理負担を課すことになる。

現在の状況 **新たな問題点。**金融商品取引法は、プロ投資家に関する特例報告制度を変更し、ある上場企業株式全体の5%超を取得した場合には5営業日以内に報告すること、また、金融グループ全体の連結ベースでの保有割合に関して2週間ごとに報告することをプロ投資家〔機関投資家〕に義務付けることになる。これが資産運用会社に適用された場合、相当の新たな管理負担を課すだけでなく、同じ金融グループ内の他の会社と顧客情報を共有することも必要になるおそれがあるが、これは同法自体によって禁じられていることである。EBCは、投資一任業者や投資信託委託会社は、アクティブ的な職業投資家とは異なる扱いを受けるべきであり、従来どおり、ある上場企業の株式を5%超取得した場合には3ヶ月ごとの基準日から15営業日以内の大量保有報告を認められるべきであると考えている。

資産の効率的運用の推進

社会保障制度の財政基盤が徐々に脆弱化しつつある中、日本では専門家による資産の合同運用がますます重要性を増しつつある。出生率が史上最低水準となり、団塊の世代が定年を迎えつつある中では、税基盤の潜在的拡大を伴う持続的な景気回復でさえ、税収の減少傾向を逆転させる公算は薄いと思われる。そうした中、金利は長期にわたって史上稀に見る低水準にあり、伝統的な銀行預金（または郵便貯金）による貯蓄に対する強力な嗜好から、より高収益が期待できる商品への投資意欲の増大へ向かう明確なシフトが市場で生み出されている。ますます複雑化する市場において、専門的アドバイスや革新的なサービスを提供することにより、グローバルな専門的資産運用会社は経済全体における、より効果的な資金配分に貢献することができるであろう。EBCは、日本政府がそうした会社の活動を不当に抑制することによってこれを阻害するのは逆効果であると考えている。

許認可の申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するため、許認可制度を緊急に改革する必要がある。金融庁と財務省理財局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を明記・公表することに難色を示してきた。根底にあるビジネスの目的は企業間でさほど異なるにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受けられる承認は企業によりまちまちとなっている。このような規制の一貫性の欠如は、規制環境のしかるべき中立性を疑わせ、法令遵守の失当に対する不安から、企業が新しいビジネス・チャンスを追求することを困難にしている。EBCは、金融商品取引法の導入が、規則規制当局が複数併存している問題に対処しなかったことに失望している。すべての金融サービスにとっての包括的な法律となるはずだった同法は、投資顧問業法を統合したとはいえ、「投資信託及び投資法人に関する法」は依然、対象外となっている。このことは、日本の資産運用会社が今後とも、2つの別々の自主規制業界団体を甘受する必要があることを意味している。新法が、村上ファンドのようなアクティビスト的な職業投資家とは違い個々の企業の経営をコントロールすることに何ら関心を抱いていない投資一任業者や投資信託委託会社に新たな制限を課すことになる点はとりわけ不安材料である。ほとんどの公募ファンドや年金基金は、取得する議決権の行使についてのガイドラインを設けている。EBCは金融庁に対し、こうしたガイドラインを参照の上、経営権の乗っ取りを行う意思がまったくない年金基金や公募ファンドについては、拘束的な大量保有報告の条件を撤廃することを要望する。

2001-2006年規制改革の総括

ファンドの販売チャネルの自由化を主たる要因として過去5年間、日本の資産運用業界では相当の伸びが見られたにもかかわらず、日本政府は依然、資産運用会社の活動を不当に抑制している。資産運用会社が取り扱うことのできる有価証券の種類に関する規則は、他のグローバル市場よりもはるかに制限的である。さらに、許認可に対するアプローチに依然として一貫性がなく、様々の機関が規制をだすためにコンプライアンス・コストが増大している。投資信託に関連する法律と投資顧問業法という個別の法律を統合することによって規制当局の一本化を目指すという、新しい金融商品取引法によってもたらされ得た機会はおおかた見送られた。オフショア・ファンドの販売とサービスには依然として障壁があり、資産運用会社が系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることを妨げられている。その一方、ファンドの純資産価値を計算する計算式は依然あいまいであり、投資信託委託会社や信託銀行がそれぞれ別個に同一ファンドの純資産価値を計算することになれば、余計なばらつきや、付加的な管理業務につながる。2001年の企業年金制度の変革や、資金運用の外部委託を日本郵政公社に認めた2003年の立法など、明るい材料もいくつかみられたが、資産運用会社が日本の消費者の利益になる形で最も効果的・効率的に活動しうるまでには、まだ多くの規制改革が必要である。



For more information, contact:

Mr. Jean-Francois Minier
Chair, Banking Committee
(Managing Director and CEO Asia Pacific,
Dresdner Kleinwort)

c/o Dresdner Kleinwort (Japan) Ltd.
Izumi Garden Tower
1-6-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo 〒106-6014 JAPAN
Phone 03-6230-6000
Fax 03-6230-6964

銀行業務

提言の要旨：

■ 東京を金融センターに

提案 EBCは、政策を調整し東京をアジアの金融センターにする戦略を実施する組織を内閣府内に設けることを日本政府に提言する。そうした戦略の基本要素は、金融グループの活動を統合する上で残っている障害を取り除くことであるべきである。証券取引法第65条を廃止することで、政府は規制の枠組みを世界基準に沿ったものにし、東京を、金融グループの地域本社が置かれる、より魅力的なマーケットにすることができるだろう。

現在の状況 進展なし。日本のファイアウォール規制は、効率的なグループ管理を目指す国際金融業界内の取り組みとは著しい対照をなしている。銀行と証券会社に適用されるファイアウォール規制を緩和するためにこれまでにとられた措置は、実際的影響をほとんどもたらしていない。いわゆるコングロマリット・ガイドラインは何の改善ももたらしておらず、認められることについての不確かさを増しただけにすぎない。政府の種々の部局が、東京をアジアの金融センターにという願望を折に触れ表明しているが、首尾一貫した戦略は存在しない。EBC銀行業務委員会は、適切な政策や、とるべき措置についての知識と経験を伝えることによっていつでも政府を支援する用意がある。

■ 信託銀行業務

提案 日本は、日本にある外国銀行の支店が信託業務と銀行業務に同時に従事できるようにするため、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の第1条を改正すべきである。

現在の状況 進展なし。日本の都市銀行は2002年以降、信託業務と銀行業務に同時に従事することを認められているが、そうした許可は外国銀行の支店には適用されていない。

■ 規制環境

提案 規則と規制は、明確で普遍的な、公表されたガイドラインに従って適用され、一貫性をもって実施されるべきである。金融機関は、検査を通じて確定される先例をもとに明確化がなされるまで待たされるべきではない。様々の規制当局と自主規制機関の間の機能の重複をなくすべきであり、こうした種々の機関の報告要件によって生み出される全体的な重荷を軽減すべきである。現行の重複した検査の過剰な管理上の重荷を避けるため、金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行によって実施されるそれぞれの検査に適用される目的、手続、法的制裁措置を明確化、合理化し、共通のフォーマットで記載すべきである。

現在の状況 若干の進展。EBCは重複した検査の数の削減を歓迎する。とはいえ、検査と監視の信頼性と効率を向上するためには、責務の合理化と、検査の目的と手続の透明性確保のためのさらなる取り組みがまだ必要不可欠である。残念ながら金融庁は依然、規則の解釈の仕方についての明確で普遍的なガイドラインを提供することより、厳しい検査と先例を通して法律を明確化する傾向があるようである。

競争の促進および金融センターとしての日本

ファイアウォールをいくぶん削減した規制改革にもかかわらず、金融機関は、他のすべての先進市場で行っているグループとしての活動を日本ではまだ認められていない。認められていることとしないことのグレイゾーンがまだ相当残っているため、業務の統合は依然、本質的にリスクを伴う。その結果、グローバル金融グループは、規則が今と異なり、かつ一層明確であったなら日本で行えたはずの業務を、依然として日本国外で行っている。したがって日本経済は、対日投資や、先進的な新商品、雇用、そして目下すべて国外へ行ってしまっている取引や給与によって生み出される相当の税収をみすみす逃してしまっている。東京は、アジアの金融センターになるチャンスを逃し、国内業界もそのチャンスを逃している。国内外の民間金融機関の参加増大こそが金融セクターのさらなる成長を刺激し、経済全体における、より効果的な資金配分に貢献するだろう。真の改革を通じてこそ、日本の金融サービス業界は、日本の消費者、産業界、機関投資家に十分競争力のある金融商品群を提供し、ひいては世界市場における地位を回復することができるようになる。国内市場でグローバル・マーケット・リーダーと競い合うことは、業界が新商品を開発し国際競争力を獲得することを目指す最高の刺激となる。

このことを念頭に置いて、EBCはとりわけ、銀行が証券業務を本格的に行うことおよび証券会社が銀行業務を本格的に行うことを禁じている証券取引法第65条の撤廃を改めて要望する。金融サービス機能を分離しているファイアウォール規制は、日本における統合された金融業界の発展を阻んでいる。利害の対立と顧客保護にまつわる懸念は、諸外国の金融市場で立証されているとおり、業種分離ほど制限的でない規制を通じて適切に対処可能である。

2001-2006年規制改革の総括

5年前、日本の金融セクターの構造改革は政府の取り組み課題の上位に据えられており、開放性と効率の向上が、米国や英国で自由化に伴ってみられたような成長をすぐにもたらすかに思われた。幸先は良かった。政府は、不良債権問題に対処することによって市場への信頼を高めたし、規制環境は、多数の金融サービス規制の多少の合理化と、ノンアクションレターの導入によって改善した。また、日本の都市銀行が信託業と銀行業に同時に従事することを可能にすることによって、限られた構造改革が達成される一方、すべての銀行と証券会社は、共通のリーテイル・スペースを共用することや、ある程度の兼営を実現することを認められた。小規模ながら重要な規制改正と、外国銀行の懸念についての、規制当局の側の大幅な理解向上を反映して、日本国内での欧州銀行の日常業務は大幅にやりやすくなった。

しかし、やるべきことはまだ山積している。規制の透明性を向上しなければならず、改革案についてのパブリックコメントの期間をもっと長くすべきであり、ノンアクションレターは法的に拘束力のある助言を提供すべきであり、規制をより一貫性をもって適用しなければならない。重複した規制機関や自主規制団体による連携のとれていない検査は、過剰な管理負担につながる。信託銀行業務の改革は、外国銀行の支店にはまだ適用されていない。基本的に日本は、銀行業務、証券業務、資産運用業務のコストのかかる分離にこだわり、他の主要金融市場ではファイアウォール規制の必要性がとうになくなっていく中、あくまでもファイアウォールを通してリスクを管理しようとしてきた。

EBCは、そうした不必要な規則を撤廃し、規制効率を高め、革新的な商品やソリューションの開発を奨励する、より競争的な市場環境を創出しない限り、日本の金融セクターが成長のポテンシャルをフルに実現することはないと確信する。

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank
ABN AMRO Securities (Japan)
Banca Intesa
Barclays Bank
Barclays Capital Japan
BNP Paribas
BNP Paribas Securities (Japan)
Calyon Capital Markets
Commerzbank
Deutsche Securities
Dresdner Bank
Dresdner Kleinwort (Japan)
HSBC
ING Bank
Rabobank Nederland
RBS Securities Japan
Societe Generale Securities
Standard Chartered Bank
Swedbank

保険

提言の要旨：

■ 銀行を通じたの保険商品販売

提案 金融機関を通じての保険商品の販売に対する制限を全て撤廃すべきである。さらに、募集規則に関し、バンカシュアランス・チャンネルを他のチャンネルと同様に扱うべきである。全面的規制緩和前のコンプライアンス課題の評価は公平性、および、他の販売チャンネルとの一貫性があるべきである。

現在の状況 大幅に進展。2005年12月に部分的な規制緩和が行われたが、顕著なものではなかった。全面的規制緩和は2007年末までに実施される見込みである。EBCは規制緩和へのコミットメントを歓迎するが、ペースの遅さや、部分的規制緩和による様々な募集規制には失望している。

■ 郵政民営化、共済の規制

提案 日本郵政公社の民営化は、公平性を確保する形で実施されるべきである。簡易生命保険事業に対し、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、税金、契約者保護基金拠出要件を適用すべきである。既存の独占的地位を利用した内部相互補助を防止するため、競争の適正化措置が確立されるまで、日本郵政公社の事業拡張に制限を課す必要がある。

同様に、共済団体の保険事業に対しても、民間保険会社と同じ要件を適用すべきであり、保険業法や金融庁の監督を含め、同一の法律・規制要件を適用すべきである。

現在の状況 大幅に進展。2005年10月、郵政民営化法案が可決され、郵政公社は4つの別個の事業体（郵便事業、郵便貯金、簡易保険、窓口サービス）に分割され、2007年10月から、法人課税ならびに民間企業と同様の規則・規制が適用されることになる。しかし、事業を拡大する郵政公社の能力についての詳細は依然不明である。無認可共済を金融庁の監視下に置くために保険業法も改正されたが、制度は依然一貫性がなく、特別法のもとにある共済事業は未だ改革されていない。

■ 契約者保護

提案 EBCは金融庁に対し、会社が破綻した場合に契約者保護を継続維持する方法を策定するよう要望する。契約者保護機構は、現行制度の財務的負担を軽減するため、事後資金拠出制度へと移行すべきである。その手法は、商品の特徴と契約者の潜在リスクを反映し、賢明な契約者行動を奨励すべきである。各商品種目につき、拠出金は給付が付保されている場合のみ請求されるべきであり、また、関連リスクに対して査定されるべきである。2009年に実施される次回の制度見直しに向け、業界全体規模の論議が必要とされる。EBCは、原則として、消費者保護はマクロ・レベルの監視を通じて達成されるべきだと考えている。

現在の状況 部分的進展。EBCは、金融庁の保険業界監視強化や、事後資金拠出制度調査へのコミットメントに注目している。しかしながら、最低保証給付を除外する動きは、契約者保護に反する。

■ **変額商品の責任準備金積立方法**

提案 契約者保護と健全な商品開発を促進するため、責任準備金積立方法およびソルベンシーマージン計算方法は、個々の商品とヘッジ手段を含む関連リスクマネジメントをより以上に反映すべきである。EBCは、現行の公式や単純因子アプローチよりも原則に基づく方法が適切であると考えている。とりわけ、全面的な確率論的モデリングが認められるべきである。

現在の状況 わずかな進展。新しい規制は代替的方法を通じての確率論的モデリングを許容しているが、厳しい制限（例えば「10%ルール」や、トータル・キャッシュフロー・アプローチが利用できない等）により実効性が伴っていない。

■ **ソルベンシー計算**

提案 EBCは日本に対し、欧州で目下開発されている方法（ソルベンシーII）を採用し、国際保険監督官協会（IAIS）による現在進行中のソルベンシー協議との一貫性を確保することを要望する。

現在の状況 進展なし。日本のソルベンシー計算方法は商品イノベーションを抑制するとともに、保険会社の相対的な財務健全性を正しく表す指標ではない。グローバルなベストプラクティスに従って、保険会社は（経営リスクを含む）リスクをモデル化するために最新のシミュレーション技法を使用することを余儀なくされていく。これにより資産（時価評価）と負債（非時価評価）の不一致問題も解決する。

■ **企業代理店販売**

提案 損保会社は、企業保険を販売する代理店（または系列会社）に手数料最高限度の最大50%を支払うことを認められている。生命保険会社にも同じことが認められるべきである。EBCはまた、企業代理店の販売できる生命保険商品を制限する構成員契約規制の撤廃を引き続き要望していく。

■ **商品承認手続**

提案 EBCは金融庁に対し、商品承認手続きの効率性と融通性を高めるよう要望する。短期的には、事前商品承認制度を合理化し、より迅速、より頻繁に、より革新的な商品開発ができるようにする必要がある。長期的には、例えば「保険料率届出使用制」などによって、障壁を取り除くことを目標とする。

現在の状況 わずかな進展。一部の損保商品についての届出制は前進しているが、その他すべての商品は事前承認を必要とする。金融庁の対応能力や、プロセスにかかる時間は、遅延を増大させ、事業計画を困難にする。

2001-2006年規制改革の総括

2001年以降、保険分野の規制面で大幅な前進がなされた。銀行チャンネルを通じての保険商品販売が部分的に規制緩和され、郵政民営化がスタートし、また、当局は保険分野の問題を特定して、適宜、措置をとるようになってきている。1998年以降破綻した保険会社がないという事実が証拠となる。

リスクマネジメントの強化を目指した特別勘定に、新しい責任準備金積立規制が導入されてきたが、この分野における広範囲の商品とリスクマネジメントを反映するため、さらなる取り組みが必要とされる。契約者保護機構規制へも同様の改正が行われたが、恒久的な事後資金積立法への移行は依然未解決である。

EBCの最優先の要望はこれまで通り、日本郵政公社や共済といった他業態との関係であるか、商品種目や販売チャンネルに関連した保険会社間との関係であるかに関わらず、保険提供者間における公平性を確保することである。

運輸・通信

航空会社
ビジネス航空
メディア / コミュニケーション
海運
電気通信サービス
電気通信機器

航空会社

提言の要旨：

■ 運賃設定と販売経路

提案 日本の当局は、航空会社がインターネット上での販売を含め消費者に直接、透明性の高い方法で市場競争力のある運賃を公示できるよう、日本における航空券の販売経路、航空運賃の設定および決済方法につき規制緩和すべきである。EBCはまず初めに、より広範囲の事前購入運賃を運賃体系の中に段階的に導入することと、ビジネスクラス運賃を定める際にその下限額として、時勢に合わないIATA正規エコノミー運賃を基準とするのを廃止することを推奨する。究極的には、運賃認可には簡単な「届出後使用制」を導入すべきであり、IATA旅行会社を通じての公示運賃の販売における正味取引金額の直接精算に対する制限を撤廃すべきである。

現在の状況 若干の進展。日本における航空券の運賃設定・販売メカニズムは依然として効率的でなく、消費者にとって利用しやすいものでもない。多くの規制が消費者への直接販売増加の可能性を妨げている。これは、国内線や欧州以外への国際線（とりわけ米国行き）よりも欧州行きのついて顕著である。EBCは、欧州の航空会社が国土交通省に申請した料金に対して、日本の航空会社の「暗黙の同意」（automatic concurrence）を仮定するという新しい実際的な原則を歓迎する。これは、より迅速でより市場志向の運賃設定プロセスを可能にする建設的アプローチである。

■ 空港インフラ

提案 羽田空港を日欧間を含む定期国際便に無差別に開放し、成田での1時間当たりの発着可能回数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールすべきである。成田空港の第2滑走路はできるだけ早急に2500 mに延長すべきであり、また既存施設をより効率的に使用すべきである。

現在の状況 若干の進展。先頃、成田の第2滑走路での発着枠がいくつか再配分され、欧州諸国にも提供された。ただし、この第2滑走路は最大積載量を搭載した長距離航空機では離陸ができず、再配分も少数の発着枠にとどまるものであった。成田の第2滑走路の延長は2009年以前には実施されないであろうが、適切な誘導路システムを含まなければならない。羽田の第4滑走路の建設完了は早くとも2009年になる。これまでのところ、羽田での国際線運航計画はアジア諸国との間の便に限られている。

■ 高コスト

提案 日本政府は、アジアの他のハブ空港との競争に負けないよう、日本における航空輸送に係るコストを最高50%まで削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。

現在の状況 若干の進展。成田空港については、平均約10%の効果のある純コスト削減が協議された。EBCは、民営化に伴うさらなるコスト削減を期待している。

経営環境：概観

電気通信であれ、陸上・航空輸送であれ、世界経済はネットワークに依存している。航空会社の業務は、世界貿易の円滑で効率的な機能や、世界経済の統合にとって欠かすことができないものである。同様に、日本経済の成功は、日本と諸外国間の良好に機能するリンクに依存する部分が多い。インフラの改善、運賃設定の一層の自由化、着陸料・使用料等の引き下げは、外国航空会社が日本の経済発展に貢献することを可能にし、2011年までに対日直接投資を倍増させ、2008年までに日本を訪れる旅行者数を倍増させるという日本政府の意欲的な目標を達成する助けとなる。

2001-2006年規制改革の総括

国際航空業界の過去5年間は、安全衛生・セキュリティ面の懸念増大に特徴づけられ、これがコスト上昇や大幅な旅客量・売上の喪失につながってきた。日本で営業する欧州航空会社にとって、こうした状況は、日本の長引く景気低迷、航空輸送インフラの開発の遅れ、運賃設定の制約、高い経営コストによってさらに悪化してきた。

航空会社は、商品とサービスを直接、透明性のある形で消費者に販売する手段が限られており、日本行きまたは日本発の国際線航空券の運賃をIATAが公式に認可した価格が、またはそれより若干低い国土交通省の認可を受けた価格でしか、広告・販売することが認められていない。IATAが定めた価格は現在のマーケット状況を正確に反映したものではないため、ほとんどの個人旅行者は、公認旅行会社を通して販売される団体割引運賃をばら売りしたものを購入している。航空会社の運賃が国土交通省の定める最低水準を下回っていた場合、旅行会社の提供できる料金に対抗することが許されないため、欧州の航空会社にとってこうした状況は不利である。

不十分な進展しかみられていないもう1つの分野は、日本の航空輸送を世界一高いものにしていくコスト構造である。航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、空港ターミナル賃貸料、空港ターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払うことを義務付けられてきた。新たに民営化された成田空港の経営陣によって着手されたコスト引き下げの取り組みを歓迎する一方で、EBCは日本政府に対し、料金全般の引き下げへ向けての取り組みを継続するよう要望する。これまでのところ、変革の領域と速度は期待に沿ったレヴェルとは言いがたいものである。

最後に、旅客数の多い関東地方のキャパシティを増大させる面ではほとんど進展がみられておらず、既存施設の利用は非効率的なままとなっている。より大型の航空機に対応するための成田の第2滑走路の延長は2009年まで完了しない見通しであり、一方、羽田を利用する国際定期便についての話し合いは緒に就いたばかりで、これまでのところ、アジア地域内の便についてしか検討がされていない。

こうした中、産業環境の変化への実際的な適応を求める願望から生まれた新たな姿勢が当局の側に見られることをEBCはたいへん喜ばしく思う。これまで必要であった二重承認を排除する可能性も含めた、よりフレキシブルな運賃設定体制の検討が進められているようであり、また、2006/2007年の冬期スケジュールでは、成田の発着枠問題について多少動きが見られた。こうした変化は、正しい方向への重要な一歩をなすものである。

結論として、日本における規制の枠組みの抜本的改革と航空輸送施設の改善は依然必要不可欠である。こうした改革が実行されたなら、欧州航空業界は消費者により多くのメリットを提供し、観光の拡大という日本の目標実現により効果的に貢献し、それによって、日本経済の持続的な回復をサポートすることができるだろう。

ビジネス航空

提言の要旨：

■ ビジネス航空の規制的枠組みの創出

提案 EBCは政府に対し、日本におけるビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設けることを要望する。

現在の状況 進展なし。日本は目下、ビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便専用の規制的枠組みを欠いている。代わりに、ビジネス航空の特殊性を考慮することなく、定期航空会社向けの規則と基準が適用されている。数百人の乗客がからんだ運航のために設けられた複雑で厳しい規則を、高いフレキシビリティを必要とする運航に無造作に適用することは行き過ぎであり、日本におけるビジネス航空の発展を妨げる。チャーター便会社についての日本の運航要件は、チャーター便やプライベート便向けに策定され世界的に使用されている基準である連邦航空規則（FAR）パート135よりむしろ、FARパート121に倣っている。自家用ジェット機に、双発機による長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件が適用されているという点で、日本の状況はユニークである。その結果、他の飛行機が直行できる場合でも、日本で登録された飛行機は迂回しなければならない。こうした規制やその他多くの過剰な規制は、日本で活動するチャーター便会社に、外国籍航空機を飛ばすことを余儀なくさせている。

■ ビジネス航空用のインフラおよびVIP待遇

提案 政府は、ビジネス航空の需要増大に対処するための適切なインフラを確立すべきである。スムーズな出入国と航空機への直接アクセスを必要とする利用者向けのVIP待遇は抜本的に改善されなければならない。

現在の状況 進展なし。ビジネス航空の要件は、航空会社のそれとは異なっている。VIP通関手続き、航空機への直接アクセス、別個の税関・出入国管理カウンター、FBO（ビジネス機運航支援会社）、格納庫の利用可能性は、ビジネス航空の効率に寄与する要因のほんの一例である。こうした要件は世界中で広く満たされているが、日本では満たすことができない。

■ 整備および耐空性

提案 耐空性および整備要件を扱う規制は、グローバルなベスト・プラクティスに沿ったものにすべきである。

現在の状況 進展なし。日本では、飛行時間数にかかわらず、耐空証明を毎年更新する必要がある、高いコストをかけて飛行機を毎年約1ヶ月間整備に回さなければならない。他の諸国は航空機メーカーとプログラムを設け、漸進的点検スケジュールを用いているため、航空機が常時耐空性をそなえていることが保証され、「1ヶ月間」の点検のための地上に釘付けになることはない。そうした漸進的点検は飛行時間数にリンクされ、必要なときに航空機が修理されることを保証する。さらに、日本の整備要件は、型式証明制度に代表される国際慣行に沿っていない。しかも、交換部品は事前証明を受ける必要がある。これは、とりわけ日本で証明を受けた部品が手に入らない海外では、整備をきわめて時間のかかるものにする。不必要に厳しくかつ日本特有の規制は、日本でビジネス機を所有する経済的意味をほとんどなくさせるほどにコストを増大させる。

ビジネス航空は世界的に成長途上にある。すべての国際空港で新しい航空会社安全/セキュリティ要件が設けられる中、多くの財界人や政府は、それぞれの業務の効率を高めるため、航空機をチャーターしたり、社用ジェット機購入を検討したりしている。にもかかわらず、日本におけるビジネス機の数依然少なく、世界経済における日本の地位を考えるなら、予想をはるかに下回っている。2005年には、1000便近くが外国籍航空機による運航であり、内訳は米国30%、中国30%、欧州10%、残りはアジア諸国だった。日本で登録された航空機によって運航されたのはわずか38便だった。

日本でビジネス航空の発展が遅れているのには多くの理由がある。例えば、制限的な長距離進出運航実施承認審査基準（ETOPS）要件や、適当な空港やインフラの不足、羽田と成田での発着枠取得の困難さ（成田では、ビジネス航空向けに割り当てられた発着枠は1日わずか5枠しかない）、高い着陸料および航空援助施設利用料、FBO（運航支援会社）の不足、プライベート航空を利用することによって達成しうる効率向上についての財界・官界内での理解不足などである。

とはいえ、日本でも、ビジネス航空に対する一般的関心が徐々に高まりつつある。ビジネス航空の規制緩和のための国土交通省航空局との話し合いが、運航許可、継続的耐空証明、空港発着枠配分、着陸料・航空援助施設利用料といった分野で進められている。問題点は概ね理解されているものの、進展はきわめて遅々としている。

日本は明らかに、こうした状況によって大損をしている。ビジネス航空業界がより大規模であったなら、日本国内で相当の収益機会を生み出すだけでなく、日本を外国の企業や政府にとって大幅にアクセスしやすいものにもするはずである。社用ジェット機を利用している企業の性格を考慮するなら、日本でのフライト制限のせいで日本へ行かない決定がなされるたびに、日本は大きなビジネス・チャンスを失っているおそれがある。そうした多くのビジネス・チャンス、そうした多くの企業エグゼクティブは、成田の発着枠を取得するための標準手続にかかる1週間のあいだ、ただ漫然と待っていてくれるはずがない。

さらに言えば、現在の環境は、日本を拠点とするいかなるグローバル企業にも競争上の不利となる。日本企業は、効率と生産性を向上させるためのビジネス・ツールとして、海外の競争相手と同程度には自家用ジェット機を使うことができないのである。

2001-2006年規制改革の総括

ビジネス航空は、小泉政権の優先課題には指定されなかった。したがって、定期航空会社向けに策定された規則や基準がそのままビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便に適用されるという状況に、過去5年間、ほとんど実質的变化はみられなかった。これは、ビジネス航空の特殊性や、その市場や顧客の特徴がまったく考慮されてこなかったことを意味している。その影響で、日本の需要は抑え込まれ、日本を拠点とする産業には、競争相手が利用できる迅速で融通の利く移動手段が与えられなかった。

とはいえ、日本のビジネス航空へのより適切な規制的アプローチの策定へ向け、航空局との話し合いが目下進行中である。EBCは政府に対し、ビジネス航空が顧客および業界自体の利益のために発展しうるよう、こうした話し合いを再活性化させることを要望する。

メディア / コミュニケーション

提言の要旨：

■ 記者クラブ

提案 日本政府は、記者クラブの慣行を引き続き監視し、記者クラブ制度やその機能方法によって国民のニーズが満たされることを確保すべきである。

現在の状況 若干の進展。これまで記者クラブのメンバーだけに限られていた記者クラブやイベントへのアクセスは、駐日欧州委員会代表部がこの制度を貿易障壁であるとした2001年以降、改善をみた。記者クラブは、外務省の正式の認定を受けた外国人ジャーナリストを加入させるよう、政府と日本新聞協会から促された。しかしながら、記者クラブはいまだに、公共機関と半官半民企業が情報の流れをコントロールする環境を助長し、公正不偏の報道を害している。忠誠は機密情報の「リーク」によって報いられ、メディアに内在する偏向をさらに永続させている。

■ 財務情報の報道

提案 政府は、定められた報告期日以前の機密財務情報リークを規制しない企業を監視し処罰すべきである。

現在の状況 進展なし。上場企業に関する重大なニュースが予定された発表日前に最大手日刊経済紙へとしばしばリークされるため、財務報告分野における競争は日本では歪められている。その結果、同じニュースについての外国メディアの報道が国内報道に比べ遅くなってしまうため、外国メディアは大きな不利をこうむっている。国内投資家と同様には日本の新聞報道にアクセスできない外国人投資家も不利をこうむる。さらに、外国語でのタイムリーな投資家向け情報の欠如は、外国メディアと、2006年9月現在東京証券取引所の上場株全体の25%以上を保有して日本企業にとっての大きな資金源をなしている外国人投資家双方にとって問題である。したがって、こうした投資家のニーズが公正・公平なやり方で満たされることは、日本の利益にもなる。

■ 活字広告における競争と透明性

提案 EBCは政府に対し、メディア企業の料金体系の透明性を義務付けることによって発行者間の競争を促進することを奨励する。政府は、印刷部数ではなく実売部数を測定するため、第三者発行部数調査会社の推進によって正確な発行部数報道も実施すべきである。

現在の状況 進展なし。広告代理店は、広告料金の設定面や主要ポジション・ランキングの決定面で発行者〔媒体社〕と緊密に協力しており、これは不公正な料金設定方針や、既存広告主の偏重につながってきた。公正取引委員会はこの問題について調査してきたが、是正措置はまだ十分にはとられていない。さらに、信頼できる、または意味のある発行部数データがないため、広告枠購入者〔広告主〕や、とりわけ業界新規参入者は、出稿プロセスにおいてさらに不利な立場に置かれている。

背景：

EBC Media & Communications Committee Member Companies

BASF Japan Ltd.
CNC Japan KK
Cosmo Public Relations Corporation
LVMH Moët Hennessy Louis Vuitton (Japan) K.K.
Next Inc.
Norwegian Seafood Export Council

日本では、ニュースの取材・配信のための主要機構は記者クラブ制度である。日本には 800 以上の記者クラブがある（正確な数字は不明）。あらゆる府省や、地方自治体、業界団体、および JR などの企業を含むその他の組織にも記者クラブがある。数十年来、記者クラブの加盟資格は「正式」の組織の社員に限られていたため、外国人ジャーナリストだけでなく、雑誌やフリーランスの記者は外国人・日本人を問わず排除されていた。欧州委員会などの組織からの苦情を受け、2002 年に記者クラブ規約が緩和され、外国人を含むより広範囲の外部の記者が主要メディアイベントに参加できるようになった。しかし、クラブの性格がそれほど大きく変わったとは言いがたい。記者クラブは今でも、メンバーになるにはクラブで膨大な時間を過ごさなければならないという、事実上閉鎖的な性格をもち、少人数の記者サークルのみが部外秘の情報にアクセスできるというシステムのバックボーンを依然としている。

実際面では、記者クラブは関連団体の施設内にオフィスを設け、そこで記者会見が開かれ、情報資料が配布され、当局への質疑が取り扱われる。一般に理解されているところでは、記者クラブの記者は自身ではほとんど取材を行わず、クラブに提供される資料に依存しており、調査報道の余地はほとんどない。さらにまた、一般慣行として新聞社は記者を定期的に（2 年ほどで）異動させるため、記者は特定の分野の専門知識を伸ばさない。しかも、日本のほとんどの記者はジャーナリズムの正規の教育を受けておらず、記者クラブが示唆または指示することを往々そのまま記事にする。

2001-2006 年規制改革の総括

2002 年、駐日欧州委員会代表部は記者クラブ制度を情報のフリートレードを制限するものであるとした。これを機に、日本で活動する外国人ジャーナリストの直面する問題に注目が集まった。この注目によって盛り上がった気運に押されて、日本新聞協会はいよいよ記者クラブの規約を緩和することを余儀なくされた。その結果、今では外国人をメンバーから公然と除外している記者クラブはほとんどない。外務省によって認定されたジャーナリストは、記者クラブのメンバーであるか否かにかかわらず、記者会見に出席して資料を受け取ることを一般に認められているため、受け入れ側の組織と記者クラブの間のつながりも相当弛緩してきている。しかし、外国人の場合、情報アクセスが恣意的にコントロールされる犯罪調査の分野では依然障害がある。さらに、記者クラブへのアクセスを希望する日本人記者を含むフリーランスの記者にとっての状況は、日本人記者によって 2005 年に訴訟が起こされたにもかかわらず、相変わらずである。その訴訟事件の判決は、記者クラブの排他的性格には手をつけなかった。

海運

提言の要旨：

■ 港湾開発

提案 日本政府は、港湾開発構想の機会について欧州その他の外国船会社との対話を設けるべきである。

現在の状況 進展なし。日本の港湾コストは国際的な標準に比べ依然高い。港湾コスト構造の改善は、消費者と産業（とりわけ日本の産業）双方に利益をもたらさずだろう。欧州の船会社も加盟している外国船舶協会は、日本に出入りするコンテナ輸送全体の約60～65%を担っている。同協会の欧州会員は、グローバルなコンテナ輸送事業を含め、日本および全世界において相当の業務経験をそなえている。欧州会員は、相互努力が日本の港湾の生産性と効率の向上につながりうる機会の確認を目指して、そうした経験と洞察を国土交通省との定期的対話で喜んで分かち合うだろう。

■ ターミナル事業

提案 日本政府は、新しい競争的なターミナル事業の設立〔船会社自身によって所有されるものを含む〕をさらに支援すべきである。必要な法的枠組みはすでに設けられているのであるから、国交省はそれを実際に機能させるためのガイダンスを提供すべきである。

現在の状況 限られた進展。免許制は「許可制」に代わり、国土交通省も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を妨げ続ける。これまでのところ、日本で独自のターミナル事業を立ち上げた外国企業はない。

■ 港湾荷役サービスの競争入札

提案 公開入札による競争入札が支持されるべきである。

現在の状況 進展なし。2000年11月に実施された港湾運送事業法の改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念は日本ではまだあり得ないと思われる。

■ 港湾事業監督面の透明性

提案 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきである。それは、日常的業務問題への関与にまで拡大すべきではない。

現在の状況 進展なし。日本港運協会（JHTA）は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの事前承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。

背景：

概観

国際的サプライチェーンはグローバル化の手段をもたらした。したがって、国、企業、消費者にとっての膨大な新たな機会の開発を促進する。世界最大級の経済国としての地位を保つためには、日本は競争力のある効率的な港湾施設を提供することによって、この国際的サプライチェーンの一部であり続ける必要がある。したがって、日本における海運サービスの提供にからむコストが世界最高レベルであることが広く認められているのは残念なことである。港湾事業の高いコストのツケは、最終的に日本の輸出入産業に回される。高い人件費や輸送コストと相まったこうした海運サービス・コストのせいで、多くの日本企業は海外生産へと切り替え、したがって日本の港湾を通しての出荷量を減らしている。高い港湾コストは、例えば積み替えサービス提供面などでの、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。韓国と中国ははるかに競争力あるサービスを提供しており、海運ビジネスを日本から大量に奪い去ってきた。しかも、外国海運会社は日本において自社の船舶で自社の海外貨物を積み替えることを依然認められていない。したがってこれは、そうした貨物を他の諸国で積み替えることを助長し、日本の港湾の取扱高をさらに減らす。

日本の港湾運送事業の競争は、現行の「事前協議制」によって阻まれている。事前協議制のもとでは、雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねない、船会社事業のすべての変更は、船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている団体である日本港運協会（JHTA）からの承認を必要とする。JHTAは変更（きわめて些細なものから、潜在的に重要なものまで）の申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。事前協議制は透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えている。

EBCは、日本のビジネス・インフラ全体の改善を目指した改革が、日本の海運サービスに付きまとう諸問題の是正にあまりつながっていないことに失望している。EBCは日本政府に対し、最終的に船会社が競争原理に基づいて港湾サービスを獲得できるよう、日本の港湾運送業界における有意義な競争を促進することを要望する。

2001-2006年規制改革の総括

2000年の港湾運送事業法改正は、日本の港湾事業の自由化へ向けて一步を踏み出すものだったが、海運サービスのコスト構造を改善するためのさらなる改革がまだ必要である。新しい規制は確かに、水先案内料の水準を3～5%引き下げること成功した。しかし、輸送チェーン全体のコストを考慮するなら、そうした引き下げは取るに足らない。2002年11月に国交省が発表したスーパー中核港湾構想は、選定された3つの港湾の高コスト構造に対して、残念ながらまだ目に見える改善をもたらしていない。日本のコンテナ港およびターミナルの開発は、政府よりむしろ地方自治体によって着手されているため、期待される規模の経済や効率率は依然実現しがたい。その一方、JHTAは依然、それ自身の大きな影響力を振るっており、港湾サービスの生産性と効率の大幅な改善を事実上妨げている。結論として、過去5年間、日本の経済競争力への国際海運セクターの貢献の促進面で、総体的にほとんど前進はみられていない。EBCは引き続き政府に対し、港湾労働慣行の自由化、港湾関係業種・団体間の競争強化、事業運営面のフレキシビリティの促進に取り組むよう要望する。EBCはとりわけ、政府が欧州およびその他の外国船会社との定期的対話を設けるよう提言する。



For more information, contact:

Mr. Ian Pulford
Chair, Telecommunications Carriers Committee
(President & Representative Director,
BT Japan Corp.)

c/o ARK Mori Bldg. 24F
1-12-32 Akasaka
Minato-Ku, Tokyo
Japan 〒 107-6024
JAPAN
Phone 03-5562-6003
Fax 03-5562-8023

電気通信サービス

提言の要旨：

■ 競争上のセーフガードの強化

提案 総務省は、ネットワークのボトルネック部分への“平等な接続”確実にする手続きと方法を重要視するべきである。いわゆるラストマイルの回線を独占的に持つNTTとの多くの手続きもこの方法が適用されるべきである。また日本政府は、独占的事業者からすべての他の事業者が同じ契約条件でサービスを受けられるようにすべきで、たとえばNTTなら同社のサービス提供部門にサービスを提供するのと同じ契約条件で競合事業者にも提供しなければならない。独占的事業者は、IPネットワークに関する手続きにおいても、相互接続性を確保のために他の事業者確かな手続きを踏むように義務付けるべきである。

現在の状況 進展なし。現行の規制の枠組みは、独占的事業者による反競争的行動を防止する面で十分に効果的ではない。2003年の電気通信事業法の改正は、多くの面でこの状況を一層悪化させている。EBCは総務省に対し、効果的な競争を確保するため効果的な手続きと方法を確立・強化するよう要望する。この原則は今後現れる新市場でも確実に適用される必要がある。今後の方向として、音声、データ、ビデオ・アプリケーションが融合し、同じIPネットワーク内で多数のアプリケーションサービスを構成する時代がまじかに迫っている。現在の市場には、垂直的サービス・プロバイダーと水平的サービス・プロバイダーの両方が存在している。そうした環境ではIPネットワークへの公正で透明性ある接続を確保する法整備がきわめて重要である。これによって不適正な競争状態が次世代ネットワークまで持ち越されないようにするべきである。

■ 相互接続料とユニバーサルサービス

提案 ユニバーサルサービス基金が補填するのは共用インフラの維持に必要な本当のコストだけであることを政府が確実にしなければならない。したがってこの基金の出資の方法について決定する前に、独占的事業者に実際に必要な本当のコストを証明する内部数字の提示を義務付けるべきであるとEBCは確信する。EBCは政府に対し光ファイバー・ネットワークを、すべての電気通信事業者が財務的に支えるユニバーサルサービス基金によって、結果的に補償を受ける独占的事業者により提供される強制的なユニバーサルサービスとしてではなく、電気通信市場における新しい技術インフラとして捉えるよう要望する。

政府は、相互接続料や、IP-IP、IP-レガシー、レガシー-レガシー・ネットワークのユニバーサルサービス料の計算方法を改定することによって、独占的事業者と競合事業者の間の公正競争も確保すべきである。

現在の状況 進展なし。ネットワークを維持するためにかかるコストの立証を独占的事業者に迫ることなく、ユニバーサルサービス基金を設けるためにすべての電気通信サービス加入者が一定の月額を拠出する新しい方式がこのところ検討されている。総務省は、レガシー・ネットワークとIPネットワークのためのユニバーサルサービス基金について検討するグループを設置する提案を含む、新しい規制の枠組みについての報告書をつい先頃発表した。相互接続料は依然不当に高い。

■ 制度改革

提案 日本における電気通信規制制度の構造改革を行うべきである。NTTは完全に民営化されるべきであり、また規制当局は商業的利益及び政府から独立したものとすべきである。

現在の状況 進展なし。政府が規制機関と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。株式の所有者としての政府の役割と規制当局としての役割が明確に分離されていないことは、規制プロセスにおいて多大な不確実さと予測不能性を引き起こす。ほとんどの諸外国は、長期的な消費者利益と市場における競争環境を推進するという役割だけを任命された独立した規制機関を有している。また、意見募集のプロセスを強化することによって、アカウントビリティの面で改善が可能である。現在は、国民が公に意見を述べる機会が与えられる前に、既に重要な政策決定がなされているという状況にある。

2001-2006年規制改革の総括

2001-2006年は、ブロードバンド・サービスとIP電話の爆発的増大を始めとする、技術と市場の急速な発展と継続的な規制改革を特徴とする、日本電気通信市場の絶え間ない変化の時代となってきた。EBCはかねてから、自由化が透明性の増大とより公正な競争を伴うことを切望していた。国会は2001年に法案を可決して電気通信事業法を改革し、独占的事業者の概念を導入し、反競争的行動、構造・会計分離、紛争処理委員会設置に対応した。2002年には、施設の所有権に基づいた認可カテゴリーの廃止や、事業者が料金表を届け出る義務の廃止を含む、さらなる改正が発表された。しかしながらEBCは、規制の重荷の軽減を歓迎する一方で、新しい法律とその施行規則が、NTTグループ企業の享受している市場支配力を十分に規制せず、実際にはNTTが独占的地位を利用して新しい事業分野に進出することを促すおそれがあるとの懸念を表明した。それゆえEBCは、独占の濫用を防止する競争保護措置の強化を強く求めることが必要と判断した。

過去5年間に日本市場がきわめて大きく変化したにもかかわらず、相互接続料は他のOECD加盟国に比べ頑ななまでに高いままであり、さらなる値上げが発表されたときには、日本と外国の事業者グループにより、規制当局を相手取った前例のない訴訟まで起こされた。固定接続料からNTSコスト（通信料に依存しないコスト）を除外する決定のメリットは、NTTに認められたきわめて長い段階的廃止期間（5年間）と、NTSコストを別のルートで補填することをNTTに認めるにすぎないユニバーサルサービス基金の創設によって蝕まれた。その一方、限られた周波数が2006年に新規参入事業者に実際に割り当てられたとはいえ、1.7 GHzおよび2.0 GHz帯についての政府の周波数割当て政策は、3G用周波数を独占的携帯電話事業者の手にさらに集中させる潜在的可能性を秘めている。追加周波数割当てニーズを判断する主な要因として加入者数実績を用いることは、日本の競争環境に相当なダメージをもたらしかねない。割当て政策は、NTTの完全な民営化や、政府ならびに商業的利益から独立した規制当局の設置を含む、日本の電気通信規制環境の制度的構造の抜本的改革を求めるEBCの継続的要求の主要素となっている。



For more information, contact:

Mr. Yoshio Honda
Chair, Telecommunications
Equipment Committee
(Senior Solution Manager,
Nippon Ericsson)

c/o Nippon Ericsson
Koraku Mori Bldg. 6F
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku,
Tokyo 〒112-0004
JAPAN
Phone 03-3830-2351
Fax 03-3830-2530

電気通信機器

提言の要旨：

■ 相互承認協定

提案 EBC は日本政府に対し、EU と日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）のあらゆる部分を EU 当局と協力して遅滞なく実施するよう要望する。

現在の状況 限られた進展。EBCは、2001年にEUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）の——とりわけ同協定で規定された認定試験事業者の指定面での——遅々とした実施ペースに失望している。目下のところ、4つの認定試験事業者しか認定されていない。（オランダのTELEFICATION B.V.は2003年2月14日にEU初の認定試験事業者として日本政府に登録され、次いでドイツのCETECOM ICT Service GmbHが2003年12月、英国のBABTが2006年5月、ドイツのPhoenix Testlab GmbHが2006年6月に登録された）

■ 供給者適合宣言（SDoC）

提案 欧州の生産者によって発行される SDoC は、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

現在の状況 若干の進展。EBCは、2004年初めに日本政府によって、欧州と類似した制度である技術基準適合自己確認が導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されること、および導入以降、適用拡大へ向けての進展がみられていないことに失望している。

■ IMT-Advanced（IMT-2000 後継システム）の周波数割当ての整合化

提案 EBC は日本政府に対し、各国の主官庁と協力して、WRC-07（2007年世界無線通信会議）で IMT-Advanced に世界的に整合のとれた周波数が割当てられるよう努力することを要望する。IMT-Advanced は、規模の経済ならびに国際ローミングによって、生産機器の数量やユーザーにとっての価格のメリットを促進する。

現在の状況 新たな問題。ITUは、WRC-07 で議題 1.4 に従ってIMT-AdvancedおよびIMT-2000の周波数を割り当てることを予定している。EBCは、日本政府が周波数割当てに関してきわめて活発に活動してきたことを認識している。

日本の IT 政策

日本政府は、2005 年までに日本を IT 分野のリーダーにすることを目標に、日本における情報技術インフラを改善することを目指した国家的「IT 戦略」に着手している。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。その一方、日本のサービス・プロバイダは、第 3 世代（3G）携帯電話等の分野の新しい情報通信技術を、世界の他のどこよりも急速に商業用途に導入しつつある。これは際立った国家的偉業であり、おおかた停滞気味の世界全体の情報通信技術市場環境における数少ない明るい話題の 1 つである。

日本政府が IT 政策を実施する際には、グローバル化へと向かう目下のトレンドを尊重することがきわめて重要である。EBC は、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。EBC は、正式参加者として総務省情報通信委員会に貢献する機会を与えられていることに感謝する。

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBC は日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準 / 性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

2001-2006 年規制改革の総括

過去 5 年間、日本の電気通信機器市場は、電気通信インフラを改善し日本を IT 分野のリーダーにすることを目指す政府の戦略の影響を受けてきた。EBC はこの戦略、ならびに、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを全般的に尊重する日本政府の姿勢を歓迎した。製品承認の無用な重複の排除へ向けてとられた重要な措置の第 1 は、2001 年の、電気通信端末機器に関する EU-日本相互承認協定（MRA）の締結、第 2 は、2004 年の、供給者適合宣言（SDoC）に習った技術基準適合自己確認の導入であり、これにより、一部の新品を急速に発展する市場に迅速に導入しやすくなった。

しかしどちらのケースにおいても、これまでの実施状況はやや期待外れとなっている。MRA のもとで指定された認定試験事業者の数は依然少なく、技術基準適合自己確認の適用はまだ有線通信端末のみに限られ、無線機器への適用は限定されている。もう 1 つの期待外れは、日本を含む各国政府が、モバイルおよび固定サービスの周波数割当ての整合化を怠ってきたことであり、これは、機器の相互運用性にとって持続的な障壁をなし、世界中の消費者とメーカーに不利益をもたらしている。最後として、公共部門調達慣行面の欠点は依然、潜在的な欧州供給業者を妨げる働きをしており、公共部門が真に競争的な製品提供のメリットを享受するためには、そうした欠点を是正しなければならない。IT 戦略、および IT 分野の世界的リーダーになるための取り組みをさらに推進するため、こうした問題に対処することを日本政府に要望する。

医療・衛生

動物用医薬品
臨床検査機器・試薬（体外診断）
医療機器
医薬品
ワクチン

動物用医薬品

提言の要旨：

■ 製品の承認手続

提案 日本政府は、12ヵ月間の標準事務処理期間を遵守することによって、動物用医薬品の承認手続を改善すべきである。このためには、事務手続を合理化・迅速化する必要がある。さらに、不要と思われる、あるいは科学的正当性のない申請要件についても見直す必要がある。

EBCは以下の措置を強く要望する。

1. 食品安全委員会による審査を必要としない製品について、承認手続が12ヵ月以内に完了するよう事務手続を改善する措置を講じていただきたい。
2. 人体用医薬品のうち、獣医師が既に広く使用し、かつその有効性が十分に実証されている成分については、臨床試験の省略を検討していただきたい。
3. 農林水産省は、動物用医薬品の生物学的同等性に関するガイドラインを速やかに策定・導入し、海外で実施された当該試験成績を受け入れるとともに、国内飼育動物を用いた生物学的同等性試験を必須とする現行制度を見直していただきたい。
4. 繁殖動物での使用が意図されていない小動物用医薬品について、実験動物を用いた催奇形性試験を要求することを廃止すべきである。
5. 厚生労働省が既に人体用医薬品の審議において実践しているように、農林水産省におかれても、新規の動物用医薬品の申請時に添付される英語で記載された海外試験報告書はその要約のみを和訳することで十分としていただきたい。

現在の状況 後退。現行の承認手続は、依然として、日本市場への新しい動物用医薬品の導入を遅らせている。場合によっては明白な科学的根拠が不明瞭なまま、日本でのみ要求される資料が存在する。

■ ワクチンの国家検定

提案 EBCは、予想されるシードロット (seed-lot) 制実施や、医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準 (Good Manufacturing Practice ; GMP) のもとでの製品適合性を確保するために自主規制に頼る世界的傾向が加速化しつつあることを考慮し、日本政府に対し、動物用生物学的製剤の品質管理を国家検定から自家試験に移すよう引き続き奨励する。ワクチンの国家検定は、シードロット制の実施によって不要と判断されたなら、できるだけ早急に廃止すべきである。

現在の状況 進展。すべての体外診断薬の国家検定は、法定伝染病に関係したものを除き、2006年8月に廃止された。日本政府は動物用ワクチンに関するシードロット制の実施も検討中であり、シードロット制の運用が開始されたなら、ワクチンの国家検定は廃止されることになる。ただし、明確な目標期日はまだ発表されていない。

製品の承認手続

日本における新動物用医薬品の承認には長期間を要し、農林水産省が定めた12ヵ月という標準事務処理期間をはるかに上回っていることが多く、日本市場への製品導入を遅らせる結果になっている。問題はとりわけ次の3つの段階に起きる。すなわち、申請を行ってから農林水産省によるヒアリングが開催されるまでの期間の遅延、食品安全委員会によって実施される審査プロセスの遅れ、そして最後に、薬事分科会が終了してから承認指令書が発行されるまでの期間の遅延である。これらの承認に係る事務手続を効率化することで現行に比べて承認までに要する期間を短縮できるものと思われる。さらに、国際的に承認手続を合理化する流れが強まるなか、日本では明白な科学的根拠が不十分なまま申請に際して添付を要求される資料が存在する。このような状況が続けば、国際的にビジネスを展開している動物用医薬品メーカーが日本市場向けの製品開発を思いとどまる可能性が危惧される。

薬事法の改正

2005年4月に改正薬事法が導入され、動物用医薬品の承認・許可制度は大きく変わった。従来の製造（輸入）承認制度は、動物用医薬品の上市の承認（製造販売承認）が許可を受けた製造販売承認取得者に与えられる制度へと変わった。医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準（GMP）が適用され、動物用医薬品適合性調査申請を製造販売承認申請とは別に提出することが必要となり、製造及び品質管理方法は、GMPソフトウェア基準を遵守しなければならない。外国製造業者も農林水産省の認定を得なければならず、これは日本の製造業者の製造許可に相当する。農林水産省と日本動物用医薬品協会（JVPA）は、新しい制度の円滑な導入を可能にするため、説明会を開くとともに、Q&Aを収めた解説を作成してきた。GMPについての英語版解説も既にリリースされている。GQP（品質管理）とGVP（製造販売後安全管理）についての解説が目下作成中であるが、EBCは、新しい制度の大きな影響を受ける外国製造業者の理解を促すため、英語版のタイムリーな刊行を要望する。また、農林水産省に対し、外国製造業者の認定と遵守監査をサポートする、目的に適い且つ米国食品医薬品局（FDA）や欧州医薬品審査庁（EMA）から十分とみなされる代替資料を受け入れることをEBCは要請する。

2001-2006年規制改革の総括

日本で活動する欧州企業は、過去5年間、祝うべきことが殆どなかった。過去5年間は、消費者保護を強化するための政府の取り組みを特徴としてきた。これは本来なら、消費者の福利増進と有益な新しい製品から享受される利益と調和するはずと期待されたが、結果的にはそのような進展はみられずに各種の事務手続の増大を招いた。したがって、新しい製品を当初の申請から12ヵ月以内に承認するという、1995年になされ、以来毎年再確認されてきた政府の約束は、いまだ殆ど達成されていない。2003年7月の食品安全委員会の設置はその一例である。これは規制の層をさらに1枚増やし、承認待ち製品の未処理分増加につながってきた。同様に、2005年4月に導入された薬事法改正は付加的な認可及び遵守要件を課したが、より迅速かつ低コストのアプローチでも同じ結果を達成できたはずである。

飼料級の抗菌性飼料添加物の各ロット毎の簡易毒性試験が廃止されたが、このことによって動物や消費者の福利を損なうことなく、また事務手続の負担がかなり減少した。同様のことが2006年8月に実施された殆どの体外診断薬の国家検定廃止についても言える。製品承認プロセス及び承認後プロセス全体にわたる不必要なステップを排除し、より適切なリスクベース・アプローチを開発するため、政府のさらなる措置が今や緊急に必要とされる。



For more information, contact:

Mr. Hiroshi Uchida
Chair, Medical Diagnostics Committee
(Chairman, Dade Behring Ltd.)

c/o Dade Behring Ltd.
Shinkawa Sanko Bldg.
1-3-17 Shinkawa, Chuo-ku, Tokyo
〒104-0033 JAPAN
Phone 03-3537-3900
Fax 03-3537-3901

臨床検査機器・試薬（体外診断薬）

提言の要旨：

■ 保険点数の改定

提案 より合理的で透明性ある臨床検査の保険点数（検体検査実施料）見直しプロセスを確立し、かつ検査の品質（精度、正確性、検査体制の認証）、スピード（診察前検査、緊急検査）、チーム医療への貢献（院内感染管理、患者情報に基づく数値以外の付加価値情報、リスク管理）の切り口により、各々の臨床価値に応じた保険点数を設定すべきである。更に、臨床検査のユニークな役割と価値、他の診療報酬と比べ非常に大きな削減対象となってきた経緯（過去15年で40%以上の削減）を考慮した改定を望む。

現在の状況 状況は悪化。2年ごとに行われる保険点数見直しプロセスの情報（検討方法、決定基準、合理的な根拠等）は公開されていない。検体検査実施料は、病院が検査の業務を検査センターに委託（外注）する料金を照らして評価されると言われるが、外注料金は患者検体（血液等）の前処理や患者検査結果の履歴管理といった費用を含んでおらず、公正なベンチマークであるとは言えない。このように適切な検査の実施がむしろ総医療費の適正化に貢献するという臨床検査のユニークな役割と価値が評価されず、単なる医療材料としてコスト削減対象となっている。また検査体制、測定方法、利用状況によって、同じ検査項目でも临床上の価値は大きく異なるにも関わらず、現制度では同じ検査項目はその価値の違いにも関わらず全て同じ保険点数が設定されており、現在の保険点数の枠組みは、よりよい検査の実施に対して、ある意味マイナスのインセンティブとなっている。

■ 製品承認制度

提案 製品申請のために日本だけで要求される特殊なデータ要件の排除、革新的製品を優先審査するファースト・トラック・レビューの導入、新しい診療報酬分類（D1/D2）の要件の明確化など、より迅速で適切な製品承認制度にするための改善を継続検討、実施すべきである。

現在の状況 若干の進展。リスク分類に基づく第三者認証制度や自己認証制度の導入、安全対策の強化など、国際整合により近づいた制度構築を目指した変更が実施されたが解決すべき問題が依然として多い。さらに、2006年9月現在、薬事法改正を具体化する実際のガイドラインはまだ発表されていない。このため、多くの製品の申請手続を開始することができなくなっており、こうした状況は早急に打開すべきである。

■ DPC（診断群別包括支払い制度）

提案 国民の健康及び安全の確保について最終責任を負う政府が指導的な役割を担い、専門医らのコンセンサスに基づいた臨床検査に関する疾病治療ガイドラインを策定して、診療の効率、標準化、正確性を向上するとともに、誤診事故、治療・診断ミス等のリスクを低減すべきである。

現在の状況 進展なし。2003年に特定機能病院においてDPCが導入された。この制度の導入により、臨床検査はコストセンターとして認識されるようになったが、人員や検査数の削減、外注化などコスト削減だけを最優先した施策が取られ、本来、臨床検査が果たすべき役割を全うする環境やインフラが悪化している。

臨床検査を取り巻く環境

臨床検査（検体検査）は病院、検査センター、診療所、血液センター等にて実施されており、疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握に欠くことのできない医療の基盤となっている。保険点数の度重なる削減の結果、日本の実勢価格は欧米諸国と比べて同等かそれ以下まで下がっている。日本の患者のために新製品開発に投資するインセンティブが低下した。

2006年4月の改定において臨床検査の保険点数（検体検査実施料）は10%削減され、平成元年からの累積では約50%の削減となっている。特に2002年、2004年、2006年は、それぞれ二桁台の削減が実施された。さらに現行制度では、検査項目が同じならば、例え検査の質、スピード、患者治療への貢献度がまったく異なっても同じ保険点数が適用されているため、よりよい検体検査の実施に対する阻害要因となっている。

製品承認審査方式

EBCは長年にわたり、低リスク製品における届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入など、承認プロセスの簡素化と迅速化を提言し続けてきた。2002年7月に薬事法が改正され、欧州同様、リスク分類の考え方が導入され、体外診断用医薬品においてもリスクに応じて第三者認証、自己認証制度が採り入れられたことは歓迎する。しかし、この改定薬事法が施行された2005年4月以降においても、多くの課題が残されている。一年以上経った2006年9月現在でも、一部の通知や細則がまだ設定されておらず、申請手続を開始できない製品が存在する状況となっている。他にも、申請料の値上げ、第三者認証機関による審査料の不透明さ、第三者認証に必要な承認要件のバラツキなど多くの課題が残されている。

2001-2006年規制改革の総括

2001-2006年は、臨床検査機器・試薬（体外診断薬）の規制面でいくつかの改善がみられた。2005年の薬事法改正では、製品承認での遅延を低減するために、リスク分類に基づく第三者認証・自己認証制度が導入された。しかし、現実的には大幅な進展は少ない。障害となっているのは、新制度のもと申請や審査を行うための通知・細則の欠如、日本独特のリスク分類やデータ要件である。EU・日本相互承認協定 やGHTFでの論議を通して、日本が臨床検査に関する規制をより国際標準と整合化させることが期待される。

一方で、2年ごとの保険点数改定は、検体検査実施料の継続的かつ大幅な削減となり、その決定プロセスの情報はほとんど公開されず、かつ、個々の製品が有する臨床上、経済上のメリットや製品イノベーションにはほとんど留意されていない。こうした要因の積み重ねは、欧州メーカーにとって日本がますます魅力のない市場となるだけでなく、日本の医療制度もコスト削減という目先の課題に囚われ過ぎて、最新の臨床検査製品のもたらすメリットを見逃してしまいかねない。さらに現在のままでは、他の先進工業諸国では広く利用されている適切な臨床検査へのアクセスを奪われるという日本の消費者にとっての不利益につながりかねない。EBCは政府に対し、患者ケアを改善し、生涯にわたる総医療費を削減する重要なツールとして適切な臨床検査の実施を推進することができる制度の確立を含んだ、より戦略的なアプローチを要望する。



For more information, contact:

Mr. Seiji Kamijo
Chair, Medical Equipment Committee
(President and CEO, Philips Electronics Japan, Ltd.)

c/o Philips Electronics Japan, Ltd.
Philips Bldg.
2-13-37 Konan, Minato-ku,
Tokyo 〒108-8507 JAPAN
Phone 03-3740-5001
Fax 03-3740-5012

医療機器

提言の要旨：

■ 保険償還価格

提案 行政は輸入医療機器製品が、製造国とは違う日本で承認・販売され、継続的に使用されるという観点から1.日本独自の諸経費、例えば、承認手続、教育とフォローアップ、中間卸等販売流通、日本で使用中の製品継続の旧設備維持。2.既存品の材質・技術・精度等を改良し、既存品より優位性を付加した改良開発費用。(諸外国に比べ評価がされない)の点を考慮すべきで、上記2項目を加味した整合性のある償還価格体系の構築を要望する。

現在の状況 本年の診療報酬改定にて、材料価格改定率では過去2回を上回る0.2%(約600億円)の削減となった。今回の基本的考え方は「不合理な内外価格差を是正する」とされ、内外価格調査対象は281区分に拡大、その内34区分の引下げ率は25%であった。また、価格改定を隔年から1年毎に、海外価格対象国をアジアに拡大という検討もなされ、内外価格差の調整に重点をおいた償還価格体制をとり続けており、日本特有の上市経費・日数、日本の為の長期間製品維持等内外市場環境差、新規技術の評価制度の導入などの施策なくしては、日本の医療機器市場への参入は魅力のないものになる。

■ 製品承認手続

提案 行政は「より有効で、より安全な医療機器をより早く患者に。」のもと、様々な対策が採られてきた。しかし、昨年の改正薬事法施行後一年半経過した現在、未だ数々の問題が残っており「より早く」は実現とはなっていない。EBCは承認期間の短縮を実現するため次のことを強く望む。海外治験データ利用の円滑化、GCP(臨床試験実施基準)柔軟運用、QMS(製造・品質管理基準)運用の円滑化・柔軟化、申請者と審査側とで共有できる客観的、平易なガイドラインの整備。特に、GCPは、膨大な必須文書や費用負担など、世界で最も厳しい内容で、臨床試験を必要とする品目についても国際的な整合性が取られていない。

現在の状況 急速な高齢化の進展及び国民への高品質な医療の提供が求められる中、欧州の安全・有効な最新医療機器の日本市場への迅速な上市が不可欠である。行政は昨年4月施行の改正薬事法においてGHTFのルール採用など国際的規制への整合性を目標とした。しかし、現状は承認基準の制定遅れ、日本独自の性能基準の組み込みなど、その目標は未達である。例えば、製造所の品質システムの国際基準ISO13485に於いて、今回の改正薬事法が要件とする品目毎の承認前適合性調査は日本独自の要求で、国際整合性に反するものである。このため、各国または地域の監査に加え、第三者認証機関も含め複数の監査機関によるQMS適合性調査が必要となり、同時に調査手数料も高額で、人的・経費的な負担も大きい。

■ 相互承認(MRA)

提案 欧州の最新医療機器輸入販売に当たり承認審査時間短縮のため、承認審査手順の無用な重複を避けるため、EBCは先ず、2002年1月1日に発効された「日・欧州共同体相互承認協定」の医薬品に於ける「製造所の承認に関するMRA」と同様の医療機器版MRAの早期締結を要望する。

現在の状況

昨年の改正薬事法では、国際整合性を目標に国際規格の採用、第三者認証制度等を導入したが、実際上は日本独自の規制が未だ多々あり、具体的な進展は無い。
他方、日本の医療機器団体からも、日欧間の医療機器MRAを望む声は出てきた。

■ ヘルスケア制度改革

国民皆保険制度導入以来45年を経た今日、その根幹を揺るがす少子高齢化が進展し、特に高齢化による医療費増大（毎年約1兆円：3～4%の伸び）と、先の見えない景気の中、医療費を賄う保険料は伸びず、医療費の伸びと経済成長との間に不均衡が拡大し医療保険財政は厳しい状況下にある。行政はこれらを理由に2002年に診療報酬の2.7%削減断行し、今年4月には過去最大の3.16%の削減を行った。この削減当たり外国価格参照制度が用いられたが、日本の国が定める管理医療価格と、医療保険制度や購買方法の異なる諸外国市場価格は根本的にその仕組が異なる。この仕組の違う価格を参照することにEBCとしては同意できない。また、安全性の確保と国際整合性を主眼にした改正薬事法が施行され一年半経過した現在に於いても、承認基準の制定遅れ、日本独自の基準の組込み、国際基準の採用遅れ、承認申請の複雑さ等未整備な部分が散見される。現在、日本の医療は平均寿命や乳児死亡率等では世界最高の水準にあるが、ベッド当たりの医療従事者数が少ないことや、長い平均入院日数等の問題を抱えている。最近、今後共「国民皆保険制度」を堅持しようとする政府の基本方針は確認されたが、急速な高齢化、疾病構造の変化、医療の質を求める国民の要望の中にあって、その対応手段となる最新医療機器の持つ即効性は患者のQOL向上、医療費の削減に貢献できるものと確信する。このため、最新医療機器の迅速な上市は不可欠なものであが、しかし、上述の予測不可能な償還価格削減方法や、日本特有の規制は、新製品の迅速な上市の阻害要因として存在し、結果、隣国の中国や韓国より最新医療機器の導入遅れが生じている。



For more information, contact:

Mr. Isao Ohhashi
Chair, EFPIA Japan
(President & Representative Director,
Novartis Holding Japan K.K.)
(Executive Vice Chairman, Novartis Pharma K.K.)

c/o Novartis Pharma K.K.17-30, Nishi-Azabu
4-chome, Minato-ku
Tokyo 〒106-8618 JAPAN
Phone 03-6301-3066
Fax 03-3797-4497

医薬品

提言の要旨：

■ 薬価算定に関する改革

提案 イノベーション及び医薬品の価値が適切に評価されるような抜本的な薬価基準制度の見直しを強く求める。

現在の状況 限られた進展。2006年の制度改革により、新薬における加算率の改善及び有用性加算の要件の緩和がなされたが、なお一層の改善が必要である。小児に適用される新薬の薬価算定においては加算要件が非常に厳しく、加算率もまだ十分ではない。新薬全般については、薬価算定のための評価に用いる事が出来るデータやエビデンスの緩和についての議論が不十分である。既存薬については、イノベーションが適切に評価され、また、知的財産権と個々の医薬品の価値が尊重されるような、抜本的な薬価制度の構築に向けての議論が必要である。

■ 治験環境の整備

提案 治験についての国際的な標準化を実現するため、本邦のGCPとICH-GCPとの間に存在する制度上の不整合を解消しなければならない。この標準化は、治験コストの削減、国際共同治験への参加等の促進、中核拠点医療機関とそのネットワーク諸施設の積極的な治験への参加等のために非常に重要である。

現在の状況 限られた進展。本件については厚生労働省のみならず政府の認識が高まっている。民間との対話によるアクションプラン作りと、国の十分な予算措置が望まれる。

■ 医薬品の承認審査

提案 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）の相談・審査に係るスタッフの質・量の向上を強く求める。

現在の状況 若干の進展。PMDAの懸案であった要員がほぼ充足され、承認審査に要する期間が短縮されつつある。国際共同治験を含んだ相談事例の増加が見込まれており、また、バイオ技術を応用した医薬品、細胞治療やワクチンなど多岐に渡る開発品目が増加している。この動きを踏まえ、スタッフの更なる増員と質の向上が求められている。

■ 知的財産の保護

提案 8年間の承認審査データ保護の早期実現を強く求める。また、新たな効能が承認されたときは欧州新薬事法と同様に8年間のデータ保護に加えて1年間のデータ保護期間の延長を希望する。

現在の状況 若干の進展。日本製薬団体連合会は2004年4月に厚生労働省に8年間の承認審査データの保護を求める要望書（欧州製薬団体連合会はこれを基本的には支持している）を提出した。この要望書に沿って厚生労働省は実施を前提として具体的な方法と手続きについて検討中であると理解している。また、政府の知的財産推進計画2006では、「医薬品の安全性をより一層確保する観点から、保護期間を8年に延長することにつき2006年度中に必要な措置を講じる」と述べている。

薬価算定に関する改革

本年4月に実施された長期収載品の特例追加引き下げ幅の拡大等、医薬品はコストとう視点からの政策論議が続いている。現在中医協では毎年の薬価改定が議論されており、長期収載品のジェネリックとの加重平均価格での薬価算定についての議論が積み残しとなっている。医薬品は単なるコストではなく、予防や治療等国民の健康増進を通じて社会的コストを下げ、活力ある国作りに貢献していること踏まえ、政策立案に当たっては財政的な視点に加え、最新の新薬へのアクセス等の患者の視点と産業政策的な視点が求められている。

治験環境の整備と承認審査

国際共同治験への参加を促進するための施策等治験環境改善に向けての当局の取り組みが始まっている。また、新医薬品産業ビジョン策定ワーキンググループ等においては、治験環境と承認審査の改善について業界からの意見聴取が始められた。我々はこれらの動きを歓迎する。日本固有のGCP上の規制の緩和、中核拠点医療機関とそのネットワーク諸施設が積極的に治験へ参加できる環境作り、治験のための院内体制整備、PMDAの相談の充実その他の包括的な対応が望まれる。また、開発における多岐かつ急速な技術革新に対応するためには、PMDAの審査担当者の増員、質の向上が必須である。

知的財産の保護

日本の産業の国際競争力強化のため内閣に知的財産戦略本部が2003年に設立された。2006年度の知的財産推進計画が公表されている。この中にはデータ保護をはじめとする医薬品産業に係わる項目が含まれている。欧州では新たなEU薬事法が2004年に承認され、8年間のデータ保護期間、いわゆる8+2+1方式が認められている。また、欧州では小児医薬品の開発促進のためのEU規則改正が検討されており、改正案では、新医薬品については補充保護証明で与えられる特許期間の6カ月延長などの小児用途開発のインセンティブを製薬企業に与える条項が含まれている。8年間の承認審査データの保護を当面の一ステップとし、中長期的には欧州並みの知的財産権についての措置が日本においてとられることが重要であると考えられる。

2001 - 2006年規制改革の統括

2002年に「医薬品産業ビジョン」が厚生労働省により作られ、フォローアップのための当局と業界との定期的な対話が行われた。治験活性化3ヵ年計画等を通じて治験環境の改善に着手されたが、まだ課題が残っており、治験環境は国際レベルに達しておらず、現状では欧米との同時申請は実現されていない。その他個々のアクションプランにおいては進展が見られるが、全体として日本のマーケットや制度が国際競争力を増し、魅力度を増した、といえる状況には至っていない。

2004年には、医療機器総合機構が設立された。約2年半が経過しその間に蓄積された経験と官民対話を通じ将来に向けての基礎が固まりつつある。今後の機能の強化が期待されている。

薬価制度については、新薬のイノベーションの評価が一步前進した。一方において、外国平均価格調整の適用除外例が拡大され、また長期収載品の薬価特例引き下げ幅の拡大等、財政主導の施策がとられた。

前向きなこととしては、2006年度の知的財産推進計画の中にデータ保護が盛り込まれたことがあげられる。8年間のデータ保護が現在当局において検討されており、早い時期での導入が期待されている。

我々は現在の医療制度の中にある無駄を合理化しようという当局の努力を理解し支持している。同時に国民が必要とする医療のための財源をどのように手当てするかという議論の必要性を強く訴えたい。



For more information, contact:

Mr. Marc Dunoyer
Vice Chairman, EFPIA Japan
(President, GlaxoSmithKline K.K.)

c/o GlaxoSmithKline
6-15, Sendagaya 4-chome, Shibuya-ku,
Tokyo
〒151-8566 JAPAN
Phone 03-5786-5300
Fax 03-5786-5239

ワクチン

提言の要旨：

■ 新規ワクチンへのアクセス改善

提案 日本政府に対し、日本国民が新規ワクチンの使用を可能にすることを求める。
現在の状況 限られた進展。日本国民は、ワクチンが特に高齢者や子供などの年齢層の予防医療に重要であり、公衆衛生の観点でも重要な役割を担うにも関わらず、米国や欧州と同水準のワクチンによる予防医療にアクセスが制限されている。外資系企業を含めた今後の日本のワクチン産業は日本国民にとって建設的な貢献ができるものと強く確信する。

■ ICH様のタスクフォースの設立及びワクチンに要求される品質・規格の見直し

提案 生物製剤の論点に特化し、ハーモナイゼーションの観点から日本におけるワクチンの承認取得、及び規制標準化などを論じるグローバルなICH様のワーキンググループを設立することを求める。この枠組みの中で、現在、日本で適用されているワクチンの品質管理などの規格、生物製剤の最低基準（MRBP）を欧州と米国で採用されている基準と同調することを提案する。そして、海外のワクチンを日本に輸入するとともに、日本のワクチンを海外に輸出を容易にすることを提案する。このことが日本に革新的なワクチンの導入促進になることは間違いないと考える。
現在の状況 限られた進展。現在、ワクチンはICHの枠組みに組み込まれていない。日本においては、独自のワクチンの要求品質・規格を採用しているため、ワクチン製造会社は、日本にワクチンを導入する際、また日本のワクチンを外国市場に輸出する際に複雑な過程を経なければならない。ICH様のタスクフォースでのハーモナイゼーションの議論と実践は、日本における新規ワクチンの開発と導入を促進する原動力となるであろう。

■ 新規ワクチンへの資金提供体制

提案 今後、新規ワクチンのための費用をいかにして国又は地方自治体の保健医療予算の中で確保するかについての検討をただちに開始するべきであると考えます。
現在の状況 限られた進展。日本国民に提供できる新規ワクチンを飛躍的に増加させるためには、これらのワクチンに対する新たな財源措置が必要であろう。日本においては、現在の中央政府がワクチンを推奨し自治体が資金提供を行う現在のしくみでは将来的に予防医療の資金確保が困難に直面する可能性がある。日本政府は、ワクチンを全体の医療費を減少させる費用効果的な手段として、また、経済生産性を向上させる健康投資の一例として位置づけるべきである。

概要

私どもは、少子高齢化で財政的に困難な状況のもとで、日本政府が持続可能な新しい医療制度を構築しなければならないことを理解している。このような喫緊の状況下、病気になることを抑えることで医療費を大幅に抑制し、また日本国民を守るという恩恵をもたらす予防医療は、大変重要になってきている。将来、日本において、ワクチンは根拠に基づいた確実で主要な予防医療ツールになることは明確である。

新規及び改良ワクチンへのアクセス

現在の日本のワクチン市場は99%を国内製造のみの製品で占められており、その結果として、他の諸国に比して革新的なワクチンへのアクセスが遅延している。日本国民は、欧州や米国において多く使われているMMR（麻疹・おたふく・風疹）、Hib（ヘモフィリスインフルエンザB菌）、不活化ポリオ、DTPa（3種混合）ワクチン、Pneumococcal 7v、菌性髄膜炎、一部の旅行者用ワクチンなどのワクチンに未だアクセスできない。公衆衛生的観点から見ても、日本では新規ワクチンによって管理可能な病気に未だ悩まされている状況である。

日本政府のワクチン供給政策

国内製造ワクチン供給政策の最大の歴史的理由は、この政策が日本国民の健康を守るために必要不可欠なワクチンの安定供給を確保するための唯一の方法であるという考えに基づいている。しかし、安定供給は必ずしも国内製造とは結びついていないはずである。各ワクチンについて複数の供給会社を確保すること、国内で最終製品あるいは半製造品の備蓄をすること、そして他国との密なコミュニケーションネットワークを構築することこそが根本的なワクチンの安定供給の基盤となる。今後の世界的なワクチン市場の変化に対応しながら安定的で迅速なワクチン供給は、自国生産体制と輸入ワクチン供給体制の両方が確保できてはじめて達成されるものと考えられる。

欧州・米国とのハーモナイゼーション

現在、ワクチンはICHの枠組みに組み込まれていない。グローバルでは、ワクチンの品質、有効性、安全性を効率的な方法で確保について、ワクチン及び生物製剤に関する適切な法規制の枠組みについて、国際的なハーモナイゼーションの議論が関係者の間で進められている。私どもは、日本政府もこのような議論に積極的に参加し、他の先進諸国の経験を共有すべきであると考えられる。FDA、EMAとのハーモナイゼーションにより、不必要な資源の重複を排除することができよう。日本企業および外資系企業が日本で製造したワクチンを世界の市場に供給するため、また、海外の新しく高品質のワクチンを容易に日本市場に導入するために、日本のワクチン製造機関及び日本政府は、規格、品質基準などについてグローバル・スタンダードとのハーモナイゼーションを検討すべきであると考えられる。

2001-2006年規制改革の総括

私どもは、過去において日本政府のワクチンに対する政策及びワクチン市場に関して、表立った改善の兆しを見ることがなかった。しかし、本年、日本の厚生労働省が「ワクチン産業ビジョン（案）」を発表した。このレポートは、日本政府が真剣かつ継続的に日本のワクチン産業をとりまく経済的環境を改善しようとする最初の兆しであると考えられる。私どもは現在のワクチン産業の改革に注力し、また、日本国民のヘルスケアの改善に大きく寄与できると確信する。

消費財

化粧品
切花
酒類
食品

化粧品

提言の要旨：

■ 医薬部外品の規制・制度

提案 承認制度（一部変更承認を含む）の簡素化により、標準的事務処理期間の大幅な短縮を進める。とりわけ、既存の承認内容と同一性を有する場合及び承認基準がある品目については届出制度への移行も視野に早急に実現する。

現在の状況 過去20年間、承認取得に要する標準的事務処理期間は全く短縮されていない。2004年4月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構が設立され、審査関連業務の迅速化が目的とされているが、業界の取り扱う医薬部外品はその恩恵を受けていない。改正薬事法により新たに「軽微な変更」が設けられたが、条文に照らしてその範囲は狭い。また、化粧品で使用実績のある成分を新規に医薬部外品の添加剤として使用する際には当局による審査を必要とし、制約が存在する。2006年からは全成分表示が実施されており、上記の提案は時機を得たものと考えられる。

■ 化粧品の規制・制度

提案 1. 化粧品の効能については、科学的実証データに基づき、企業責任において製品の差別化が可能な効能表現を行えるようにする。
 2. 日欧のポジティブリストのさらなる調和を図るとともに、欧米で汎用されている成分や新規に使用が承認された成分をポジティブリストに容易に追加記載できるメカニズムを構築する。
 3. 輸入関連届出については、所轄官庁間のデータベースの一元化を図り、オンライン申請を行えるようにする。

現在の状況 化粧品の効能については、2001年に55項目に拡大されて以来追加されたものはなく、科学的実証データを基に企業責任において製品訴求できる欧州と比較して、画一的表現により製品の差別化が困難である。ポジティブリスト収載成分には依然として隔たりがあり、本国と同一処方薬の製品を上市できない場合がある。改正薬事法により、輸入に係る手続きが改正されたが、制度的には政府が目指す効率的な電子政府と逆行する内容である。

■ 動物実験代替法

提案 欧州連合における動物試験禁止の決定を考慮し、医薬部外品の承認申請及び化粧品基準改正要請における安全性試験において、3Rsの原則を徹底する。

現在の状況 現在化粧品業界では、EU化粧品指令に呼応して3Rs (Reduction, Refinement and Replacement) の原則に従い動物実験を削減する努力が世界的に強く求められている。本年7月に発出された「医薬部外品の製造販売承認申請及び化粧品基準改正要請に添付する資料に関するQ&Aについて」は、厚生労働省の代替法に対する姿勢を示したものとして評価する。今後は、医薬部外品の承認申請や化粧品基準改正要請にあたり、国際的に認知された代替法を用いた申請及び要請の審査に今まで以上に時間がかからないようにしていただきたい。

化粧品業界を取り巻く環境

日欧間には、ポジティブリスト成分や化粧品の効能範囲、広告宣伝をはじめとして依然として大きな規制上の差異が存在する。化粧品の国際的な流通を一層推し進めるために、日本政府はCHIC（Cosmetics Harmonization and International Cooperation）会議を通じて規制の国際的な調和に積極的に取り組んでいただきたい。

現行の医薬部外品の制度については、以下の点で改善が必要と考える。1）承認或いは一部変更承認に長期間を要し過ぎること、2）既承認成分に関する情報の開示が不十分で透明性に欠けること、3）化粧品で使用実績のある成分を新規に医薬部外品の添加剤として使用する際には当局による審査を必要とし、制約が存在する。

化粧品の効能の範囲については、2001年に55項目に拡大されて以来、追加されたものはない。この現状は、消費者の適正な商品選択を困難にするとともに、企業の製品開発の意欲を削いでいる。55項目の見直しが必要であろう。虚偽誇大な宣伝広告については、現行の「不当景品類及び不当表示防止法」で十分有効な規制が可能であると考えられる。

化粧品のポジティブリストへの新たな成分の収載要領については、2001年の課長通知により示されているが、当局による安全性評価に多大なる時間を要しているのが実状である。欧米で汎用されている成分や新規に使用が承認された成分を容易にポジティブリストに収載できるよう、日欧政府間の密接な連携やデータの相互承認が必要である。

輸入については、改正薬事法により3つの届出（外国届出、製造販売届出、輸入届出）をそれぞれの所轄官庁に提出することが求められており、企業にとっては、以前にまして多大な時間と労力を強いられている。一方、輸入化粧品においては、GVP及びGQPを遵守した責任体制が確立できていない業者による不正な輸入品や不正表示品が市場に依然として見受けられる。消費者にとっての品質・有効性及び安全性の確保の観点から、行政による改善指導を強化していただきたい。

欧州連合の現状

欧州においては、医薬部外品は化粧品の範疇として規制されており、日欧間で化粧品が標榜できる効能の範囲に差異が存在する。製造販売の規制においては、市販後安全監視や企業の自己責任により重点をおいた方式が採用されている。化粧品成分の安全性については、最新の科学的水準に基づいてデータの最新化が進行中であり、染料（染毛剤）及び色素が対象となっている。

2001-2006年規制改革の総括

小泉政権は、日本経済の活力維持・向上の観点から「行政の在り方を事前規制型から事後チェック型に転換していくことに伴い、許認可等の直接規制に係る体制のスリム化を進める」という目標を掲げ、積極的な規制改革・規制緩和を推進してきた。しかし、化粧品業界においては目立った規制緩和は行われていない。

2005年に施行された改正薬事法は業界にとって最も大きなイベントであった。国際的整合性の観点から製造販売業を新設し、製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）を業許可要件とし、市販後の対策に重点を置くシステムを採用した。しかし一方、薬用化粧品をはじめとする化粧品業界の取り扱う医薬部外品においては、施行前と全く同じ事前審査（製造販売承認）が依然として維持されたままである。

医薬品と異なり、そもそも化粧品・医薬部外品は人体に対する作用が緩和なものであり、また消費者ニーズ及び季節性に依りて膨大な品目数を有している。したがって、医薬品と同様の発想や枠組みで規制することは合理的でない。一方、製造物責任法の制定後約10年が経過し、企業の自己責任の考え方は着実に定着してきた。今後の課題として、企業における自己責任体制の確立・情報公開の徹底の進展を踏まえ、化粧品業界において規制改革・規制緩和の推進を望む。

切花

提言の要旨：

■ 植物検疫法規

提案 日本の当局は、非検疫動植物リストの枠を、切花に見られるすべての無害動植物を含めるように広げるべきである。EBCは、日本政府に対し、主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全動植物についての「許容度ゼロ」の慣行を廃止する方向での手続を加速するよう勧告する。さらに、恣意的な判断や不必要な燻蒸を避けるため、見つかった有害動植物種の正確な名称を明記した検疫報告書をまとめることを検疫官に義務付けるべきである。

現在の状況 限られた進展。EBCは、2006年3月に施行された非検疫有害動植物リストの拡大を歓迎したが、日本政府に対し、植物検疫規制がGATTの「衛生および植物衛生」の章に沿ったものとなるまで、この路線を継続するよう要望する。検疫検査における公平性と徹底性を確保するため、さらなる措置がとられるべきである。輸入業者は往々、入荷品でどの有害動植物が見つかったかについてきちんと通知されることなく燻蒸を命じられることがあるため、手続は透明性を欠いている。

■ 成田のキャパシティ問題

提案 EBCは、貯蔵倉庫および発送エリア、特に輸入品の最大量を取り扱っている成田空港の貯蔵倉庫および発送エリアのさらなる改善を提言する。大きなダメージをもたらす熱にさらされるのを避けるため、冷蔵キャパシティは大幅に向上されなければならない。検査は冷却された倉庫スペースで行うべきであり、燻蒸施設は倉庫の隣に設けるべきである。とくに生鮮品が最適以下の条件にさらされることから、いまだに長い時間のかかる検査手続を真にスピードアップするための検疫官増員によって、検査能力を大幅に向上させなければならない。

現在の状況 進展なし。検査能力はこの数年でいくぶん改善され、休日および時間外に請求される手数料も減額された。5月から10月まで利用可能な冷却機付温度制御貯蔵庫はあるが、キャパシティが限られており、料金は依然高い。この施設は、切花やその他の生鮮品の現在の入荷量には対応できない。

■ 燻蒸の費用

提案 日本の空港での燻蒸の費用を削減するため、燻蒸業務の提供業者間の競争を促進することをEBCは奨励する。高額な費用が続くようであれば、日本政府は、例えば上限価格を導入するなどして、先を見据えた介入を行うよう、EBCは提言する。

現在の状況 進展なし。料金は引き下げられておらず、ニュージーランド等、同様の制限が設けられている国々の空港の場合より依然約5倍も高い。2004年には、約6000万本に相当する、輸入カーネーション全体の約42%が燻蒸された。1本当たりの平均燻蒸費用は約2円、すなわち卸売価格の5%だった。

主な貿易障壁

制限的な植物検疫規制は、切花貿易にとって断然最大の貿易障壁となっている。理論的には、「許容度ゼロ」基準は、GATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章を根拠として、有害と目される動植物にのみ適用される。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし日本政府が有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行っていないため、最近まで、この改正は切花輸入に何ら有益な影響を及ぼしてこなかった。例えば、アザミウマ、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる昆虫であるにもかかわらず、新しい非検疫有害動植物リストに記載されていなかった。日本政府は2005年4月よりリストに記載する非検疫有害動植物の数を増やすことによってEUの要請に今や応え始めている。EBCはこの措置を高く評価するとともに、当局に対し、日本に広く生息しているすべての動植物、とりわけアザミウマ、ダニ、アブラムシを非検疫有害動植物リストに含めるよう要望する。

日本の国際空港のインフラストラクチャーも、何としても改善が必要である。薫蒸、冷房および倉庫保管の費用は世界でも高額なレベルにあるが、これはひとつには、空港施設業務を提供している企業間に事実上競争が無いことが一因となっている。

空港施設業務の費用が法外であることに加えて、施設自体も非常に混雑しており、出荷物を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでも、また通関貨物の出荷にも、時間がかかりすぎる。

検査スケジュールの拡充、休日手数料と時間外手数料の削減により空港での検査手続を改善しようとする最近の試みを、EBCは評価する。とくに最近の動向が規則のより綿密な適用へとつながっているため、植物検疫官の増員が明らかに必要である。EBCは、日本政府がこの方針を貫いて、実際に措置をとることを切望している。最終的には、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えることを期待している。これは長らく要請してきたことなのだが、未だ、いかなる措置も講じられていない。

2001-2006年規制改革の総括

日本への切花輸入に関心をもつ外国企業にとり、過去5年間はビジネスの見直し改善がほとんどみられなかった。過度に厳しい植物検疫規制、成田空港の貨物取扱能力の不足、薫蒸会社間の競争の欠如といった要因は、生鮮品の輸入をきわめて高コストでリスクかつ困難にしている。空港での手続は、検査スケジュールの拡充、検査手数料の削減、植物検疫官の増員を通して若干改善されてきたが、温度制御された適切な倉庫や薫蒸キャパシティの不足は相変わらず問題である。また、2005年に非検疫有害動植物リストが拡大されたものの、日本に広く生息しているまだ多くの無害動植物に高コストの薫蒸要件が依然適用されている。日本の空港で薫蒸サービスを提供しているわずか2社の会社間の価格協定及びその他の共謀行為の排除を求める2003年の公正取引委員会決定に伴う値下げは期待外れに終わった。こうした問題に対処し、公正で効率的な市場を確保するためには、速やか且つ断固たる政府の措置が緊急に必要とされる。そうした措置なくしては、競争と市場成長が引き続き抑制され、日本の切花生産者によって享受されている90%のマーケットシェアが今後ともおおかた保証されて、消費者の利益が損なわれることになる。上記の問題点すべてが国内輸入業者を代表する日本切り花輸入協会（JFTA）によってたびたび提起されていることは注目に値する。



For more information, contact:

Mr. Fabrice Audan
Chair, Liquor Committee
(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)

c/o Pernod Ricard Japan K.K.
Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg. 5F
2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo
〒112-0004 JAPAN
Phone 03-5802-2670
Fax 03-5802-2677

酒類

提言の要旨：

■ 製品定義

提案 日本におけるアルコール飲料の定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

現在の状況 進展なし。日本におけるアルコール飲料の製品定義は依然として実にあいまいであり、地名付きの製品も含め、国際的に受け入れられている製品仕様を無視している。日本製「ウイスキー」、「リキュール」、「コニャック」のブランドの多くは、欧州では決してそのような名称で呼ばれることのないものであるが、日本ではそうした名称で販売できる。このような方法で低価格製品を市場に出すことを日本の製造者に許すことは、潜在的に日本の消費者を惑わす。

■ 販売免許

提案 EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に対し強く要請する。

現在の状況 若干の進展。日本政府は、小売業免許取得者間の最低距離基準と人口基準を廃止することによって小売環境の規制緩和に着手したものの、この政策は、規制緩和が適用されない多数の指定「緊急調整地域」によって事実上骨抜きにされた。しかし、2006年9月1日より、こうした臨時措置はもはや効力をもたなくなっている。EBCは政府に対し、旧緊急調整地域に関連したものを含め、新規免許のすべての申請が適切に処理されることを確保するよう促す。

■ 酒税

提案 日本は、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品の相違を尊重してそれらを異なるカテゴリーとして扱う酒税制度を採用すべきである。

現在の状況 新たな問題点。日本における酒税制度の包括的改革へ向けての第一歩が2006年5月1日に実施された。EBCは、ビール、ワイン、蒸留酒について10種類の税率を設けている現行の税制を簡素化する当局の狙いを支持するが、当局がワインと日本酒という、2つの大きく異なる酒類を適切に区別しないおそれがあることを危惧している。

■ 関税

提案 EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

現在の状況 若干の進展。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。

日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ/ワイン市場は世界最大級の規模を誇っている。焼酎が蒸留酒市場（リキュールを除く）の85%近くを占める一方、ウィスキーとブランデーが残りの大半を占めている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウィスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。輸入品のマーケットシェアが60%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本へのワイン輸入に関する長期見通しは依然きわめて明るい。ワインに対する消費者の関心は都市部で急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増加している。供給者サイドでは、手ごろな価格のワインが幅広く登場していることに加えて、小売環境の規制緩和が進みつつあることと、品質管理が向上していることがいづれも、市場環境改善に貢献しつつある。とはいえ、流通チェーンで進行中の整理統合は、供給者サイドで価格への強い下方圧力につながっている。

税制改革

今年、財務省は、日本の酒税制度を改革するプログラムを立ち上げた。その狙いは、税制と市販されている製品との間の格差を是正し、それによって、節税をもっぱら目的とした、新しい技法や製品の果てしない開発に対抗することである。第一歩として、2006年5月1日に税率の小規模の調整が実施された。ビール、ワイン、蒸留酒について10種類の税率を設けている現行の税制は複雑すぎるため、EBCは、酒税カテゴリーのこの合理化を歓迎する。しかしEBCは、この長期的改革のすべての側面に満足しているわけではない。諸外国の成熟した市場はすべて、蒸留酒、ビール、ワイン、中間製品の真の相違を尊重し、したがってそれらを異なるカテゴリーとして扱う内国税制を採用してきた。その上で、その国を代表する酒類製品についての特殊カテゴリーを設けてカテゴリーを補完している。したがって、既知のすべての成熟市場では、ワインは、果実（ブドウその他）から作られるワインのみで構成される独立したカテゴリーとして扱われている。さらに、1998年の日本の酒税に関する直近のWTO裁定は、アルコール飲料の酒税カテゴリーを定める際には、生産・消費面での代替可能性の水準が最優先の決定要素であるべきだと明言した。EBCは政府に対し、次の改定において日本酒とワインを引き続き別々のカテゴリーにしておくことによってこの原則を守るよう要望する。そうせずに、日本酒の現行の税率がそのままワインに適用された場合に唐突にされる70%もの値上げは、日本に目下相当の量を輸出している欧州諸国でネガティブな反応を引き起こすだろう。

2001-2006年規制改革の総括

過去5年間、EBCは日本における欧州産酒類の市場の大規模の改善を歓迎してきた。2001年には小売業免許取得者間の最低距離基準、2003年には人口基準を廃止した、小売（残念ながら卸売ではないが）チャンネルに関する酒類販売の規制緩和は、大きな前進をなすものだった。しかしながら、この成果は、規制緩和が適用されない多数の「緊急調整地域」の指定によって一時的に骨抜きにされた。こうした調整措置が撤廃された今、EBCは政府に対し、酒類生産者、小売業者、消費者が規制緩和の恩恵に浴びることができるよう、新規免許の申請すべての適切な処理を確保することを要望する。その他のおおかたの面で、日本における欧州産酒類の市場にはほとんど改善がみられていない。日本での製品定義は、地名表示を含め、まだ国際仕様に適合しておらず、したがって依然、日本の消費者を惑わすおそれがあり、多くの欧州製品の輸入市場を害するおそれがある。さらに、一部の輸入品には、まったく根拠がないにもかかわらず、依然関税が課せられている。EBCは日本政府に対し、こうした問題に即刻対処するよう要望する。



For more information, contact:

Mr. Duco Delgorte
Chair, Food Committee
(Representative and General Manager,
Puratos Japan)

c/o Puratos Japan Co., Ltd.
2-2-22 Jingumae,
Shibuya-ku, Tokyo
〒150-0001
JAPAN
Phone 03-5410-2322
Fax 03-5410-2321

食品

提言の要旨：

■ 食品添加物

提案 日本政府は、2001年に政府が採択した優先的リストにある残りすべての添加物を即刻承認すべきである。ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄といった一般的な保存料の使用基準も見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。

現在の状況 進展なし。EBCは、いずれもWHOによって安全なものに分類され、欧米で広く使用されている、「優先的」リストにある46種類の添加物のうち、これまでにわずか4種類しか承認されていないことに大いに失望している。この承認ペースで行くと、こうした安全な添加物すべての使用が日本で認められるのは2061年以降になる。こうした添加物の多くは衛生安全にとって必要不可欠であるため、割を食うのは最終消費者である。EBCは、10種類の香料の承認を歓迎するが、これを政府自身の優先的リストにある添加物に取り組まない口実として利用することのないよう政府に要望する。さらに、すでに承認された添加物の使用水準に関する限り、ほとんどの分類外製品（主として非日本製品）の許容水準は依然ばかげたほど低く、事実上、輸入食品でのその添加物の使用を禁じているに等しい。

■ 生鮮食品の衛生管理

提案 生鮮食品の加工・輸送・販売の衛生管理を強化すべきである。とりわけ、生鮮品を受け入れ適切に取り扱う成田空港の能力を即刻向上させるべきである。

現在の状況 進展なし。食品安全は日本のいくつかの省にとって最もデリケートな問題の1つであるにもかかわらず、温度制御された流通チェーンには多くの弱点が残っている。高コストの空輸で持ち込まれる生鮮品の玄関口である成田空港は現在、外国の生産者、輸出業者、運送会社によってきわめて注意深く維持されてきたコールド・チェーンが成田空港に着いた途端、管理が充分行われなくなるケースがしばしば見られる。

■ 欧州産牛肉

提案 日本は、欧州産牛肉輸入に対する制限を即刻見直すべきである。米国産牛肉輸入再開の条件は、欧州からの牛肉輸入にも適用されるべきである。

現在の状況 進展なし。2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛の肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農林水産省から支持された。欧州牛肉業界はかねてから個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできている。にもかかわらず、日本の当局は米国産牛肉の輸入禁止措置を2度にわたり解除しながら、2001年から設けられている欧州産牛肉の輸入禁止措置については、解除の条件に関する協議をつい最近始めたばかりにすぎない。

■ JAS 有機農産物

提案 旧制度のもとで認定された欧州の認証機関に、2006年3月に施行された新しいJAS法のもとで引き続き検査を行わせるためには、付加的データの提出のみで十分なはずである。EUと日本の政府は、有機農産物規格の相互承認を確立すべきである。

現在の状況 **進展なし。**有機JAS法は、欧州の認定有機食品生産者のみならず、日本国内の有機農家や生産者にとっても、市場参入障壁をなしている。この法律により市場の成長性は制限され、工業国の中で最も小さな市場規模にとどまっている。このこと自体、法律の目的に反し、矛盾している。新法は、権限を政府から民間の第三者機関に全面的に移管した。残念ながら、こうした認証機関の中には、規則適応に一貫性がない事や、不透明な課金を行い、またその他の形で不正慣行に与したりすることで、新たに手に入れた権力を濫用しているものもある。

■ **最大残留基準値**

提案 EBCは、2006年5月29日から施行されている残留農薬等のポジティブリスト制度の明白な違反の処罰には反対しない。しかし、あいまいな点がまだ目立つため、適当な暫定期間のあいだ、注意を払い、些細な違反に過剰反応することを避けるよう政府に要望する。

現在の状況 **新たな問題。**5月29日に新法が発効して以来、中国から輸入された食品が、きわめて高い残留濃度を示し、市場から回収されるケースが数回あった。EBCは、残留農薬の濃度がきわめて高い場合には、そうした措置を支持する。しかし、潜在的に1,000種類ほどもある農薬のうちのある1つの農薬が規定の限度をわずかに超えていることが判明した場合にどのような措置がとられるのかは、目下のところまだ不明である。ほとんどの輸入業者と製造者は新しい規制の遵守に必死に努めており、完全な遵守の確保には相当の時間と資源を必要とするだろう。

■ **チョコレート輸入関税**

提案 チョコレートの輸入関税を、製品パッケージのサイズにかかわらず、一律10%にすべきである。

現在の状況 **進展なし。**日本では、小売用チョコレート（一般に1パック500g以下とされる）には他の諸国と同様10%の輸入関税がかけられる。しかし、業務用チョコレートにかけられる輸入関税はそれよりずっと高く、ダーク・チョコレートは29.8%、ホワイト・チョコレートは25%となっている。この独自の制度は、輸入チョコレートの使用を望む日本の何千もの食品メーカーにとって原料コストを不必要に引き上げるものであるため、誰の得にもならない。

■ **市販されている食品の検査**

提案 市販されている製品の食品衛生監視機関として食品衛生法第24条のもとの責務を遂行する地方自治体（保健所）は、違反を小売業者に通知する前に、またはそれと同時に、まず製造業者または輸入業者に伝えることを義務付けられるべきである。

現在の状況 **進展なし。**ある製品が定められた基準を満たしていない場合、地方自治体は、製造業者や輸入業者よりも先に小売業者に通知を行う。これは、小売業者の側の過剰反応につながりがちで、たとえ基準からの逸脱がわずかで、健康面のリスクがありそうにない場合でも、小売業者は通常、当該の製品と、場合によっては関連製品まで回収する。製造業者は、問題を調査し、まったく安全な食品の破棄を防止する機会を与えられるべきであるとEBCは確信する。

2001-2006年規制改革の総括

日本は、食品市場の発達面で主要貿易相手国に大きく遅れをとっている。日本国民は選択肢が狭く、欧州の食品に対し、世界の他の先進経済国のおそらくどこよりも相当高い金額を支払わなければならない。これは、懲罰的関税のみならず、制限的かつ煩雑な規制が課されていることに起因するものである。数多くの豊かな伝統とよく発達した食品市場を有する欧州には、好奇心旺盛で品質にうるさい日本の消費者に提供しうるものがたくさんある。世界の主要な産品や原材料へのアクセスを通しての選択肢拡大は消費者の利益になるだけではない。日本には食品を輸入し、洗練させ、新しい興味深い食品やブレンドを生み出すことに長い間の伝統があるため、選択肢拡大は食品産業にとってもプラスになる。日本の食品生産者は付加価値製品に対する世界的な需要拡大をみているが、良質な原材料の入手のしにくさや高コストが生産者のポテンシャルを阻害している。

高品質の食品の日本市場導入を妨げている主な要因は、他の先進工業国からいまだに大幅なずれがある日本の認可食品添加物リストである。日本で認可されている828種類の添加物のうち、FAO/WHOが認めているものは僅か294である。その一方、FAO/WHOによって安全と認められ世界中で広く使用されている600余の添加物は日本では使用が認められていない。この問題を認識して、厚生労働省は2001年に認可食品添加物のリストの見直しを開始し、改定へ向け46品目の「優先的」添加物のリストを提出した。厚生労働省がプロセスをスピードアップするために明白な努力を払ったことは信ずべきだが、46品目中、わずか4品目しか認可されていない現状では、定評ある安全実績をもつ高品質の欧州製食品を日本に導入することが過去5年間により容易になったとはとても言いがたい。

さらにまた、欧州でのBSEや豚コレラの発生が、輸入に対する厳しい制限の引き金となってきたのに対し、国内でのBSEやインフルエンザA(H5N1)型、別名トリインフルエンザの発生は、製品の不適切な表示や、違法食品添加物の使用、乏しい品質管理にからむいくつかの国内スキャンダルと同様、それ相応の厳しい措置にはつなげていない。

日本は2001年1月までに欧州諸国からの牛肉の輸入を全面的に禁止し、2006年初めまで、この禁止措置を解除する条件についての話し合いに前向きでなかった。2003年12月に米国でBSEが発生して以後に課された米国産牛肉に対する輸入禁止措置を解除する条件を日本の当局が前向きに追求し解除理由を見つけたのとは好対照をなすこの消極的姿勢には困惑を禁じえない。欧州牛肉業界は、個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできるが、日本政府はこの事実を公式に認めることをあまりにも長きにわたり拒んできた。

日本の消費者がますます求めるようになっている有機食品は、後退に直面してきた重要な分野である。日本農林規格(JAS)のもとでの欧州試験機関の認定と、日本での有機食品証明は、いずれも、一層高コストで面倒なものとなり、世界的基準で見て元々比較的小規模の市場にさらなる障壁をもたらしている。より明るい材料として、2005年4月の非検疫リストの拡大は、生鮮品の輸入をある程度促進してきた。ただし、すべての無害動植物への全面的拡大がまだ必要である。

過去5年間、高品質の欧州産食品にとっての日本市場へのアクセス改善はほとんど進展しなかったとEBCはみている。EBC食品委員会の目標は、欧州でたやすく手に入る食品を、合理的な価格で日本でも提供できるようにすることである。安倍新政権が政策の焦点を、単純な保護から、すべての関係者により良く資する、より協調的なアプローチへと切り替えることをEBCは期待している。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛
建設
産業用材料
環境技術



For more information, contact:

Mr. Hans Tempel
Chair, Automobile Committee
(President and CEO, DaimlerChrysler Japan
Holding Ltd.)

c/o DaimlerChrysler Japan Holding, Ltd.
Roppongi First Bldg., 1-9-9 Roppongi,
Minato-ku, Tokyo 〒106-8506
JAPAN
Phone 03-5572-7172
Fax 03-5572-7126

自動車

提言の要旨：

■ 技術基準のハーモナイゼーション

提案 EBCは日本政府に対し、欧州委員会の勧告のとおり国連欧州経済委員会（UN/ECE）規則の採択を急ぐと共に、新しい国内要件を導入する場合に、これに先立ち、他のUN/ECE加入国との周到的協議を重ねることを勧告する。EBCは日本政府に対し、欧州委員会と日本自動車輸入組合から提出された技術規制緩和要請を受け入れるよう要望する。

現在の状況 「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準と国際基準とのハーモナイゼーションを促進してきた。しかし、日本が日本独自の技術要件に固執している分野が未だに存在している。

■ 環境保護立法

提案 EBCは日本政府に対し、輸入に不相応の負担を課すことのないようなかたちで環境対策を策定するよう強く要請する。

現在の状況 日本政府は、自動車が環境に及ぼす影響を低減させることを重視しているが、その点では、欧州車の輸入業者も同じである。しかし、EBCとしては、燃費基準および排出規制の強化、使用済み自動車と自動車用バッテリーの処分に関する立法は、不相応のコストを輸入業者に課すことで事実上の輸入障壁とならないようなかたちで実施されるよう望んでいる。EBCは日本政府に対し、燃料効率の高いディーゼル乗用車購入を奨励するインセンティブを提供するよう要望する。

ディーゼル

日本のCO2排出量削減目標の達成支援面でディーゼル乗用車が潜在的に重要な役割を果たしうるとの認識が日本政府部内で高まっている。ディーゼル車のより幅広い市場普及を奨励するため、日本の当局は、2015年乗用車燃費基準がフューエルニュートラルであるべきことを認めている。とはいえ日本政府は、例えばグリーン税制・グリーン調達 の適格車両カテゴリーにディーゼルを含めるなどの手段によって、ディーゼル車が環境にやさしくないという時代錯誤的な消費者認識をより積極的に改める必要がある。

リサイクル

使用済み自動車（ELV）のリサイクルに関する日本の制度は、輸入業者に不均衡な負担を課している。EBCは日本自動車輸入組合（JAIA）と協力して、経産省に対し、輸入業者にとってのコスト軽減へ向け、新型車についての自動車破碎残さを計算する代替的方法を導入するなり、ELV制度の運営間接費に対し輸入業者が行う抛出を日本でELVとなる輸入車の割合により沿ったものにするなりなどして、制度の運営管理を簡素化することを要望してきた。同様にEBCは、自動車用バッテリーの強制的リサイクル制度案が、国内自動車メーカーによって平等に負担されないコストを自動車輸入業者にだけ課することがけっしてないよう求めてきた。

2001-2006年規制改革の総括

過去5年間には、規制的障壁よりむしろ、景気の低迷と、より最近では不利な為替レートが、欧州車輸入増大にとっての主たる障害となってきた。1996年に311,000台に達して以降、外国ブランドの自動車の輸入は市場全体の規模縮小と足並みを揃えて減少してきた。

自動車分野では、日本は国際的に適用されている技術基準との国内技術基準の整合化を大きく進めてきた。1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、ある締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国の審査を免除されると定めたものである。

UN/ECE 1958年協定の締約国となって以来、日本はUN-ECE基準への国内技術基準の整合化を着実に進めてきた。しかし、騒音試験など、日本が独自の国内技術要件を設けている分野がまだいくつかある。最近では、日本の法律にUN-ECE規則を採り入れるペースが落ちてきたように思われる。日本によって採用された基準の数は、EUのそれをまだ大きく下回っている。より速いペースでの採用は、日本の自動車業界と欧州の対日輸出業者に相互利益をもたらすだろう。

欧州委員会と日本自動車輸入組合（JAIA）は毎年、日本政府に対し、EBC自動車委員会との緊密な協議により作成される要望リストを提出する。欧州委員会とJAIAはともに、日本によるUN-ECE規則採用の迅速化に高い優先性を置いている。



For more information, contact:

Mr. Richard Kracklauer
Chair, Automotive Components Committee
(President, ZF Japan Co., Ltd.)

c/o ZF Japan Co., Ltd.
Palazzo Astec 7, 8F, 2-8-1
Higashi-Shimbashi, Minato-ku, Tokyo
〒105-0021 JAPAN
Phone 03-4590-7700
Fax 03-4590-7770

自動車部品

提言の要旨：

■ 自動車産業のグローバル化

提案 EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働かざるを得ない。

現在の状況 限られた進展。EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品をもっている。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。

とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めること、これまでつきあいのなかった取引先から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。そのため、欧州にある日本メーカーの現地工場に現に供給を行っている欧州の部品メーカーですら、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれることはめったにない。

■ 情報交換の促進

提案 EBCは、日本自動車業界の代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。EBCは、この会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めるのに役立つものであると感じており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることを望んでいる。

現在の状況 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間の直接の会議が設置された。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議はドイツのドレスデンで2007年5月22-25日に開かれることになっており、EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2007年5月23-25日に横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性があるものと理解している。

変貌を遂げつつある日本の市場環境

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになっている。

欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバル化と熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを鼻屑にしているのだ。企業特有の要求事項に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。

2001-2006年の総括

グローバル化と競争熾烈化のプロセスは、欧州自動車業界において自動車部品開発・供給のアウトソーシングが明確な傾向として定着することにつながってきた。こうした欧州のシステムは、低いリスク、適正な価格、フレキシビリティを実現する。しかしながら、欧州の部品メーカーにとって、こうした利点は、日本の自動車業界へ供給を行う重要な新しい機会にはまだつながっていない。欧州の日本メーカー現地工場への供給に成功してきた部品メーカーが、それを足掛かりに日本の親会社の供給業者になれたことはこれまでほとんどない。こうした背景に照らし、EBCは、情報共有と理解促進のための必要不可欠なメカニズムとして、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーの間の継続的・定期的な対話を高く評価している。これがやがて、互恵的なビジネス開発の機会拡大を促進するよう期待している。



For more information, contact:

Mr. Stephane Ginoux
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(President, Eurocopter Japan)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.
Pola Aoyama Bldg. 8F
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku
Tokyo 〒107-0062
JAPAN
Phone 03-5775-6262
Fax 03-5775-6265

航空

提言の要旨：

■ 競争の促進

提案 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給源を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。

現在の状況 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。

日本の航空関係企業への外国の資本参加の法的制限も、欧州から日本への投資や参入の大きな妨げとなっている（航空法第4条参照）。

■ 業界間の協力促進

提案 EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係が強化されることを期待している。

民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を、日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。EBCは、北米企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省 (METI) やその他の政府関連の諸機関に対して求めたい。

現在の状況 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや先頃の超音速技術についての協定に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。これは象徴的な意義をもつものであると言えるが、欧州企業とのそうした活動への日本の財務支援の規模は、依然、米国企業との活動への支援を大きく下回っている。

民間航空機プログラムに関し日本企業から長年にわたって供給されてきた機器の輸出承認を経産省が差し止めた最近の事例は、すべての日本企業の利益に反していると思われる。そうした事態が突然起こりうるという不安は、日本の供給業者の信頼性に対する信用を損なう恐れがあるからである。それは、業界協力の促進を目指す経済産業省の取り組みとも矛盾している。

日本の航空機産業

第二次世界大戦後、日本の航空機産業は、日本政府から強力な財政的支援を受けて国内輸送能力を再生させるよう努めてきた。日本は、経済産業省の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げ、日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待された成功水準に達していない。日本の企業は依然として防衛予算に基づく契約に大幅に依存しており、その比率はそれら企業の航空部門の売上の60%超を占めており、また、ボーイング社とのパートナーシップに基づく契約にも大いに依存している。

日本の航空機市場

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つである。歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。

EBCとしては、欧州の民間航空機のもつ長所 世界中の人々に認識、評価されている最先端の技術、燃費効率、環境への優しさ、乗客の快適さについて、日本の航空会社が理解を深めることを願っている。又EBCは、JAL、ANA、NCAその他の航空会社に対し、将来のフリートの更新・変更にあたって欧州の民間航空機を考慮に入れるよう要望する。

民間航空機開発における協力

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000における三菱重工業(株) / 川崎重工業(株)とロールスロイス社との協力は、日欧航空産業間協力の心強い成功例である。

しかしながら、北米企業との長きにわたる協業関係のため、日本の産業は時として、欧州企業との協りに消極的である。

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業の国際ビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。

EBCは、日欧間の業界における大規模共同開発プログラム、特に輸送航空機の分野での共同開発プログラムには、かなりの事業機会があると感じており、日本政府と日本の産業界に、このような事業を真剣に検討するよう強く求めたい。

2001-2006年規制改革の総括

小泉政権の改革は航空分野までは及ばず、この間、特筆すべき改善はみられなかった。



For more information, contact:

Mr. Stephane Ginoux
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(President, Eurocopter Japan)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.
Pola Aoyama Bldg. 8F.
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku
Tokyo 〒107-0062
JAPAN
Phone 03-5775-6262
Fax 03-5775-6265

宇宙

提言の要旨：

■ 一般

提案 EBCは、日欧の宇宙機関の間での協力拡大を望んでいる。そのためには、欧州側の不満度を認識していない日本政府による意識的努力が今や必要だろう。

現在の状況 欧州の最良の協力案件に対してすら形ばかりの反応しか示さない日本の古くからの傾向は、欧州の善意を踏みにじってきた。他の諸国の反応はずっとましなものとなっているため、欧州が協力努力のより多くを、努力の報われる公算がより大きいところに集中させる理由を日本の当局者が理解できないのは意外である。

■ 衛星

提案 EBCは、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と欧州宇宙関係機関との間にさらに緊密な協力を支持する。また、新しい応用分野における計画について、日欧宇宙機関それぞれができるだけ初期の段階から話し合い、日欧が時機を逸せずに協力態勢に入れるようにすることを勧める。

現在の状況 日本と欧州の宇宙機関の間にはいくつかのつながりが存在する。時として協力拡大への関心が生まれるものの、成果はほとんどない。JAXAは、電子部品分野で欧州へ歩み寄ってきた。企業の試みはあるものの、新しい応用分野での産業協力は宇宙機関が頼みである。衛星開発分野での具体的協力はごく限られている。

■ 打上げ機

提案 EBCは、政府および機関レベルの話し合いが、日欧それぞれの大型ロケット間の活発な協力につながるよう願っている。技術上の理由から、こうした協力は包括的で組織立ったものでなければならない。新しい打ち上げ機プロジェクトが既存の協力案件を統合する助けとなるよう期待している。

現在の状況 日欧は、日欧政府の打上げミッションの相互バックアップについて検討している。これは、打上げ機に技術的な問題が生じた場合に政府ミッションに遅れが出る問題を解決しうるとともに、一方的なバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。このアイデアは、生まれてから10年以上経つ。日欧双方の宇宙産業は商業・産業協力へ向けて徐々に進みつつあるが、宇宙分野の有意義な協力には、政府の一層のリーダーシップが必要だろう。

■ 地上設備

現在の状況 日本の宇宙活動はますます、農業、漁業、地球物理学（津波警報等）用途向けの、画像処理・判読のための宇宙撮像および関連地上設備にからむものとなっている。さらに、いくつかの安全保障（本土防衛）タイプのアプリケーションは、当然ながら国防能力を高める。この分野では、透明性のない調達方法が用いられており、外国の供給業者には不利となっている。この分野においてさえ、標準地上処理製品の調達に関しては完全な透明性が与えられるよう期待している。

日本と宇宙産業分野

日本は宇宙への独自アクセス手段を有する宇宙分野主導国の1つである。日本の活動は、打上げ機、衛星、地上設備をカバーしている。しかし、日本の宇宙産業は、国内事業規模が小さく、また米国の政治的圧力もあって、限られた分野でしか商業的に成功を収めていない。三菱電機株式会社が日本の商業衛星通信事業者への通信衛星売り込みに成功したのはごく最近のことにすぎない。政府予算の減少は、最近になって、地震・災害予防分野ならびに安全保障分野への予算投入でようやくバランスがとられるようになった。

衛星システム

日本の商業衛星市場は比較的開かれている。欧州の衛星メーカーが日本において衛星一式の初受注を果たすのももう間もなくだろう。欧州の衛星メーカーの高い信頼性は、不透明で信頼性に欠ける米国の輸出規制政策とは対照的な、欧州の日本に対する透明性方針と並び、重要な要因となる。衛星開発における日本の協力関係は米国に偏っており、米国の政治的影響力は、日本における日欧宇宙産業協力の発展に悪影響を及ぼしてきた。JAXAは目下、宇宙電子部品分野で欧州に歩み寄っている。これは、収益性の問題や米国製部品のリードタイム問題による、一部の国内調達先の消失に起因する。JAXAは現在、欧州の宇宙用部品委員会のメンバーとなっている。

打上げ機

アリアン・ロケットは日本で成功を収めてきた。日本の宇宙産業および宇宙機関との間には実り多い関係が存在する。アリアン5とH-IIAの協力が目下進行中である。商業面では、アリアンスペースと三菱重工株式会社が、本来の契約打上げ機に技術的問題が生じた場合に顧客がアリアンからH-IIAへ、またはH-IIAからアリアンへと衛星をより容易にシフトできるようにするため協力している。その一方、日欧の宇宙機関は、日欧の政府ミッションの相互バックアップに向け、政府間での同様の体制実現について目下協議している。

地上設備

これは、主に安全保障・防衛用途への最近の日本の宇宙活動推進によって目下拍車がかかっている、新たな発展途上分野である。

2001-2006年規制改革の総括

2001年、文部科学省とCSTP（内閣府内の総合科学技術会議）が設置された。

2003年、NASDA（宇宙開発事業団）、NAL（航空宇宙技術研究所）、ISAS（宇宙科学研究所）を統合し、JAXAが設けられた。

2004年、JAXAから三菱重工への、H-IIAプログラム主要責任の移管が開始された。これに伴い、日本の商業打上げサービスを世界市場のそれと整合化することを意図した具体的な立法・規制・財政措置がとられた。この取り組みはまだ続いている。

経団連と自由民主党は、宇宙活動を防衛用途に開放することを望んでいる。

準天頂衛星システム、GXロケット、WINDS 後継プロジェクト、ハイパースペクトル観測等の、官民協力手法（PPP）提案が増えた。こうした提案のいくつかが持続可能なプログラムへと実際につながるのももう時間の問題だろう。

EBCは、日本の宇宙行政の簡素化と、国としての一貫性ある政策を可能にするためにそれを統合する動きを歓迎する。また、商業打上げサービス分野における協力のための主要条件としての、日本の商業打上げサービスの標準化も歓迎する。



For more information, contact:

Mr. Stephane Ginoux
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(President, Eurocopter Japan)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.
Pola Aoyama Bldg. 8F
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku
Tokyo 〒107-0062
JAPAN
Phone 03-5775-6262
Fax 03-5775-6265

防衛

提言の要旨：

■ 非関税貿易障壁

提案 EBCは日本政府に対し、防衛装備品調達透明性を高めるよう強く要請し、将来の防衛装備品の需要に対し欧州製品をより十分かつ公正な評価を期待する。欧州企業は、日本の防衛庁 (JDA) に、相互運用性、技術的専門知識、実運用経験および世界的にみて競争力のある価格という面で、多くのことを提供できる能力を有しているが、これまでの調達手続は、高付加価値の非米国製製品を納入することを制限してきた。防衛装備品の選択は、政治的に可能な限り、運用、技術および効率性を基準とすべきである。

現在の状況 海上自衛隊においてアグスタ・ウェストランド社とロールスロイス社が受注を獲得したものの、欧州製品が唯一要求事項を満たしているとき、あるいは納税者の納めた税金を最も効率的に活用できるときですら、欧州製品を選択する用意が日本にあるという心強い兆しはほとんどない。EBCは、日本における欧州企業の存在感を高めたいと思っている。しかし、調達手続はなおも真に公平な土俵を欠き、欧州製の防衛装備品の評価は、多くの最近の例が示すとおり、いまだに不十分である。欧州企業が、日本企業および米国企業と真に平等な立場で競争できるようにするためには、さらに改善が必要である。

■ 産業協力

提案 日本政府は2004年12月10日、日米の研究開発・技術交流、とりわけ弾道ミサイル防衛 (BMD) プロジェクト面の交流を可能にするため、兵器技術に関する諸外国との産業協力についての方針を修正することを表明した。諸外国との産業協力が「ケースバイケース」で検討されることも示唆された。したがってEBCは、防衛産業協力に関する規制を、日本での共同開発プロジェクトを模索している欧州諸国に対し、いかなる条件のもとでどのように緩和しうるかについての具体的かつ詳細に確認する要望を再提出する次第である。

現在の状況 PFI (民間資金等活用事業) やLCS (ライフサイクル・サポート) 契約といった、世界で利用されている、調達への新しいパートナーシップ・アプローチは防衛庁ではまだ検討されていない。今のところ、日本では、米国を除くいかなる国々とも、軍事装備品の仕様を含め、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。現在、武器輸出三原則の修正が検討されているが、まだ結論は出されていない。EBCは、日本政府に対して、この機会を利用して、欧州の防衛産業界とも協議を開始し、日本企業と欧州企業との相互に利益をもたらすパートナーの関係が築けるよう支援されることを強く求める。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と防衛庁等は、実際の運用経験に基づく要求を満たすよう開発された新しい技術や手法を入手できることになる。

日本の防衛産業市場

日本の現行の防衛力整備 5 ヶ年計画には約 4 兆円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおおよそ 85%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品が、日本の防衛用ハードウェア市場の残り 15%の大半を占めている。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備品と部品が主体であり、この状況は今後とも改善の余地がある。

日本の防衛産業市場への欧州企業の参入

日本経済の他の多くの部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税貿易障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新規計画の時期、関係当事者および要求事項を知るには困難が伴う。これは、公正な競争が欠けていること、そして往々、日本の防衛当局が、欧州の防衛装備品に関する情報を入手することに消極的であることにより倍加されている。防衛当局は欧州の防衛装備品については相対的に情報不足であり、これが防衛及び調達政策についての視野を狭めている。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するために悪戦苦闘しなければならない。貿易不均衡をめぐる米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じての米国製品を購入の誘因、そして、相互運用性の欠如に対する日本の根拠のない不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢は大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的な解決策を利用する機会を制限しているのである。その反例としては、米国の最も緊密な友邦である英国は、欧州で設計されたシステムをほぼ全面的に装備した、完全に相互運用可能な軍備を配備している。

政策転換の好機

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の防衛力の国際的役割の増大、そしてミサイル防衛計画といった新しい大きな計画と相俟って、防衛調達品の予算（その伸びはささやかであるとはいえ）に大きな圧力を及ぼしている。近い将来実施されるべき、主要なプロジェクトの多くは、調達政策を大幅に見直し、費用対効果をより一層重視しない限り、現在の予算内では達成できない。EBCとしては、日本に対してこの機会を変更の好機として活かすよう強く勧める。調達手続の透明性が高まり競争が強まれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端の防衛装備品を入手しやすくなり、日本政府は実際の防衛予算内でより価値の高い装備品を取得できるようになるであろう。欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が証明された装備を提供している。それに加えて、日本と欧州の間には政治的な関係を複雑化する安全保障の同盟関係が存在していないため、「政治的なヒモ」付きでなく、完全な技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で軍事的な即応態勢を確保するために、これは非常に大きな利益となることだろう。

2001-2006年規制改革の総括

小泉政権の改革は防衛分野までは及ばず、この間、何の改善もみられなかった。

建設

提言の要旨：

■ 調達政策、民間資金等活用事業、官民協力手法

提案 公共工事の契約を、国内企業にとっての景気改善といった政策目標の推進手段として用いるべきではない。調達に対する政府のアプローチはむしろ、効果的な評価制度の導入を通じ、質と性能に一層重点を置くべきである。請負業者は、明確で透明性ある選定基準を事前に知らされるべきであり、また、実現手段を選択する自由を与えられるべきである。

現在の状況 限られた進展。欧州企業は依然、日本の公共工事市場よりも民間工事部門に革新的な建材や設計、技術を供給するほうが遥かに容易だとみている。EBCは、公共工事に関する情報の開示や、日本の反カルテル法のささやかではあるが重要な強化の導入を目指す政府の取り組みを歓迎してきた。しかしながら、多くの場合、公共調達プロセスには、透明性と質の考慮が依然欠けている。地方自治体は、多くの請負業者の間でワークシェアリングするという政策を維持しているが、この慣行は間接的に談合を呼び込む。さらに、これまで日本で実施されてきた民間資金等活用事業（PFI）や官民協力手法（PPP）は、おおかた「請負業者融資（contractor-financing）」の変種となってしまっているため、納税者にとっての価値を向上させる真のポテンシャルを達成していない。

■ 建設材料規格の相互承認

提案 日本政府とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とCE/EN規格の相互承認を目指すとともに、外国試験機関の認定手続を合理化すべきである。

現在の状況 限られた進展。日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。日本向けの建設材料を試験することを認定された欧州の試験機関はほとんどない。

■ より安全な材料と環境にやさしい建設（京都議定書）の推進

提案 政府は、残るすべての仕様規定を性能規定に取って代えるべきである。多くの面で日本が他の先進諸国に遅れをとっている環境や安全といった分野では、これは絶対必要不可欠である。とりわけ、エネルギー消費（およびその延長線上にあるCO2排出量）の削減や、ガラスを大量に使用したビルの占有者および通行人双方にとっての地震・台風安全性の向上には、国際的なベスト・プラクティスに基づく性能基準（U値（熱貫流率）など）が必要とされる。

現在の状況 進展なし。日本では1998年の建築基準法改正で性能規定化が正式に導入されたが、実際にはいまだに仕様規定型基準が広く使用されている。そうした詳細な仕様規定は、伝統的に国内規格を偏重しがちであるため、外国メーカーには履行が困難であるだけでなく、エネルギー効率に優れた、より安全な建物の促進にもつながっていない。日本は依然、欧州が危険材料に分類している建設材料を使用しており、エネルギー効率にすぐれた建設を促進するための公式の奨励が不十分である。

費用効率の高さのみを基準とする市場環境の創出を依然阻んでいるのは、政府による規制と、非能率的な建設部門の構造および経営管理である。日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、建設材料・設備を直接に発注者に販売・搬入することは依然ほとんど不可能である。小規模プロジェクト（発注額500万円未満）を除き、請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上の関連経験を有する常駐の役員が1名いなければならない。適切な人が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している業者を「経由して」取引を行わざるをえない。これにより、日本市場で事業を行うコストが増大することになる。さらに、欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行う機会にあるのだが、過剰に規定的な規制や、変革への地方公務員の抵抗、必要な認可を取得するための手続の複雑さによって、この機会も事実上排除された形になっている。建築基準法は今では基本的に性能ベースとなっているが、従来の規制のもとで策定された詳細な仕様がいまだに広く通用しており、そのため、高品質の代替（外国製）材料の市場普及が妨げられている。一貫性ある性能基準を欠いていることで、より安全かつエネルギー効率の高い建物の開発面で日本は遅れをとってしまっている。例えば、児童の死亡事故を含む日本で起きた数件の事故の原因となった焼きなましフロート板ガラスは、日本のほとんどの地域では建物の外面・内部ともに使用が認められているが、欧州では、保護されていない箇所や天井部には、外からの衝撃にさらされた際に大きな破片へと容易に砕けることのない強化ガラスや合わせガラス等、より安全な材料の使用が義務付けられている。

2001-2006年規制改革の総括

過去5年間は、日本の建設業界の変容を特徴としてきた。その大きなきっかけとなったのは、インフラ整備プロジェクトへの公共支出の大幅削減である。これは小泉政権の功績である。小泉政権は、不況を脱するための景気刺激策としてそうしたプロジェクトに資金を投入するという従来までの慣行に大ナタを振るい、結果、建設コストを国際水準に近いところまで引き下げた。もう1つの要因は、支出される資金をより有効に活用したいという願望であり、これは、PFI/PPPの導入・推進へとつながってきた。2005年末の時点で、225件のPFIプロジェクトが進行中だった。進展が認められるもう1つの分野は、談合防止体制を強化するための2005年の独占禁止法改正だった。

こうした朗報にもかかわらず、日本の建設業界における競争を実際に増大させる方向への変化はまだ比較的少ない。実際、入札手続の複雑さ、透明性の欠如、性能要件と品質管理に関する明確な入札基準の欠如等を考慮すると、欧州企業は、プロジェクトの入札に参加することが往々、成果に比べて多大な労を要するとまだみている。したがって外国企業の市場参加水準は依然として低い。市場のニッチ分野で活動している欧州企業はあるものの、そうした例は範囲・規模ともに限られたものとなっている。

望まれる競争増大を達成するためには、政府は建設業界を合理化する新たな確固たる措置を実施する必要がある。公共入札における上限価格（予定価格）制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和すべきである。公共工事に特有の規則、例えば、2500万円を超えるすべての事業に関し国内の資格・免許をもつ技術者を義務付ける要件や、民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。業界内で広く行われている「天下り」慣行を制限することも、とるべき重要な措置だろう。最後として、PFI/PPP制度が実現手段面でほとんどあるいはまったく自由度を与えておらず、イノベーションに報いることがなく、また、真のPFI/PPPプロジェクトというよりむしろ（購入者による支払が延期された）「請負業者融資」の変種となっているという事実に対処する措置をとるべきである。

産業用材料

提言の要旨：

■ 関税

提案 EBCは、日本政府に対し、工業原料に対する関税を全廃するよう強く要請する。それにより、日本の主要産業は、高品質な製品を競争市場価格で一層入手しやすくなるはずである。

現在の状況 進展なし。関税は、産業用材料の対日貿易における断然最大の障壁である。ごく一般的な産業用材料は世界各国で誰でも知りうる価格にて販売される真にグローバルな製品である。商品市場では、関税によって価格差が生じる場合には、それがいかに小さなものであっても欧州メーカーの競争力は鈍らされる。そうすると、欧州の産業用材料生産者の日本での販売機会が制限される。さらに、関税によって膨らんだ価格がエンドユーザーに不利益をもたらしているケースがますます増えている。

日本は、ニッケル地金（ニッケル合金および充電式電池で使用。輸入コード750210000）、フェロニッケル（主としてステンレス鋼産業で使用。輸入コード7202600100 / 7202600100）、酸化ニッケル焼結物（ステンレス鋼および特殊鋼産業で使用。輸入コード750120100 / 750120210）といった加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。こうした製品は、3.0%~3.3%、あるいは44円/kgの関税率が適用されている。数十年前には、こうした関税は、国内ニッケル産業の発展を保護する上で重要な役割を果たした。技術の大幅な改善、生産能力の増大、比較的安定した電気料金のおかげで、国内産業は今や強化され、日本のニッケル生産者は国際競争力をもつようになり、総生産量の30%以上を輸出するまでになっている。したがって、輸入加工ニッケル製品に対する関税の継続と、それが欧州の生産者に及ぼす影響は、もはや正当化できない。

関税は、日本の国内産業の競争力も損なうおそれがある。ステンレススチール生産などの分野の企業がとりわけ中国や韓国など、海外の競争相手からの手ごわい挑戦に直面している中、加工ニッケルへの関税は国内調達コストを大幅に増大させる。耐火物・研磨工業や電気部品で広く使用されている溶融アルミナ（人工コランダム）も同様の状況に置かれている。国内の溶融および基材生産は年間所要量約180,000 MTの10%しか満たすことができないにもかかわらず、輸入製品には3.3%の関税が適用される（関税コード281810010（一定サイズ粒）、281810090（不定サイズ粒））。消費者は現在、残りの所要量の大部分を一般特惠制度（GSP）のもとでの関税免除国から買っているとはいえ、より大規模の施設を有する非GSP国へと世界的に生産がシフトしているため、これは次第に困難になりつつある。さらに、いくつかのカテゴリーの製品は、国内で生産されてもいなければ、関税免除国から調達することもできない。その結果、日本の消費者は、高い関税が課される輸入品に依存することになるため、国際競争力が低下する。EBCは日本政府に対し、現行の関税制度の継続価値を見直す際にはこの点を考慮に入れるよう要望する。

日本の製造業者を苦しめる主要な輸入工業原料に課される高い関税

輸入工業原料に課される高い関税は、日本の製造業者にとって、商品調達コストを競争相手の場合より大幅に高くする。これは、それだけでなく国際競争増大と苦闘している鉄鋼、ガラス、エレクトロニクス、機械といった重要な産業分野の日本企業にさらなる重荷を負わす。

ニッケル

高い関税制度が輸入精製ニッケルに及ぼす影響は、最終的に、とりわけステンレススチール産業の国内ユーザーにとっての調達コストを大幅に増加させることになる。ステンレススチール生産量全体の約60%はニッケルを含み、これは生産コスト全体の約40%に相当する。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞にもかかわらず、固定費用をカバーするために増産を行ってきており、そのため、生産量の30%以上を輸出している。そして、輸入税をほとんどあるいはまったく払う必要のない韓国や中国の企業にこうした輸出品をきわめて競争的な価格で提供している。4,000人以上を雇用し、昨年は4000億円近い額の商品を輸出して日本経済に大きく貢献している日本のステンレススチール産業には、そうした強みはない。その国際競争力は、日本のどの施設より2~3倍大きい近代的な大規模施設を運用している、韓国や中国といったアジア圏のライバルからの脅威にすでにさらされている。欧州圏のライバルも、生産を少数の巨大工場に集中させることで、競争力を向上させてきた。ニッケルに対する関税の廃止は、日本のステンレススチール産業の競争力を向上させることや、日本のステンレススチール産業が外国の産業に比べさらに不利な立場に置かれることがないようにすることに大きく貢献するものとEBCは確信する。

溶融アルミナ

溶融アルミナは、耐火物産業と研磨産業において、砥石、サンドペーパー、あるいは、ガラスや電気部品を研削、研磨する仕上げ材として用いられている。輸入溶融アルミナには3.3%の関税が課せられているが、大半の輸入品は一般特惠制度により関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されていない幾つかの分類の製品は、関税免除国から購入することができない。言い換えれば、関税が日本では生産されていない製品にすら課されているのである。このことが輸入溶融アルミナの価格を押し上げ、日本のエンドユーザーに付けを回している。この状況は、供給不足によりいっそう悪化している。

2001-2006年規制改革の総括

日本は過去5年間を通じ、WTOの主導下で関税引き下げに関する正式交渉が開始されるより前に、工業原料の関税を一方的に引き下げることに難色を示してきた。政府はこれを口実に、協議においてこの案を取り上げることが事実上拒んできたため、進展はまったくみられていない。それでもなお、EBC産業用材料委員会は、欧州産業の大規模かつ重要な部門を代表するものとして、これらの製品が日本の産業にとって必要不可欠な投入資材であることを考えれば、残すすべての工業原料を引き下げるための即時的・一方的措置を講じることが日本の利益につながると引き続き訴える。世界の主要な産業用材料消費国の1つである日本が、信頼できる供給元から、欧州企業の提供しうる市場ベース価格で高品質製品を自由に入手できるなら、大きな恩恵に浴することは間違いない。

環境技術

提言の要旨：

■ 環境汚染除去に対する姿勢

提案 EBCは日本政府に対し、日本の環境汚染除去に関する教育の向上と、それらの問題に対処するための新技術開発の促進を強く望むものである。

現在の状況 進展なし。日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化など環境問題が山積している。環境汚染の改善活動を費用のかかるものとみなすべきではない - これらの問題に対処するための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

■ 行政規制の仕組み

提案 日本は、環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

現在の状況 限られた進展。欧州の環境技術産業は、行政規制に先導されるかたちで発展してきた。日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達している一方で、現状は、必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

■ 政府調達

提案 行政サービスを提供する効率的な手段としての、日本におけるPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の適用を、さらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるように、日本のPFI戦略策定における日本と欧州の協力関係を拡大するよう強く望んでいる。

現在の状況 若干の進展。日本でもPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらの方法が以前より用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、行政サービスを提供するための代替的方法である、これらの手法に対する保守的な姿勢がこれらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器メーカーと建設会社に支配され続けている。いかなる私企業もまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供することはできていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担が増大するといった状況が生み出されている。EBCは、それぞれの国での行政サービスの供給を一層進展させ、拡大させていくために、PFI/PPPの潜在的な可能性を十分発揮させるための情報を引き続き共有していくよう、EUと日本の当局に対して強く求めるものである。

日本の環境技術業界

日本の環境技術分野にブームが到来すると期待した向きは多いが、現実には、日本はまだこの期待に応えていない。問題の一因は、土壤汚染の改善や廃棄物管理、水処理などの分野で日本が現在直面している多数の環境問題に対処できるだけの包括的戦略が存在しないことにある。民間、公共部門の諸団体も、自らが直面している環境問題の大きさを公表することを未だにためらっている。こうした姿勢が改められない限り、日本の環境技術部門のマーケットポテンシャルが実現することはないだろう。

土壤汚染の改善

土壤汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壤汚染対策法は、汚染土壤土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると言っても過言ではない。EBCは土壤汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するというかたちで社会の役に立てるものと考えている。

2001-2006年規制改革の総括

過去5年間には、土壤汚染除去や廃棄物管理、水処理などの分野で日本が直面している多数の環境問題に対処できるだけの、包括的戦略へ向けての進展はほとんどみられなかった。環境汚染除去に対する姿勢は依然あいまいであり、この分野を、戦略的な投資というより、不要なコストとみなす向きがまだ多い。環境保護および環境関連事業に適用される規制体制は、特に土壤汚染の改善に関しての、規則の一貫性ある適用・施行面を含め、依然として比較的貧弱である。2002年に導入された新しいダイオキシン排出基準などの法律は細切れ式に制定され、政府が長期的な環境課題にどう取り組むつもりであるかについての多数の疑問は答えられないままとなっている。これは、民間・公共部門双方の諸団体が、現在直面している環境問題や将来予想される環境問題に照らし、そうした取り組み課題が具体的にいかなるものであるかを明かすのを未だにためらっている事実と相まって、日本の環境技術市場に依然不透明感が残る結果を招いている。当然これは、この分野で豊かな経験をもつ欧州企業が抱く、日本に投資を行い持てる専門知識の恩恵を日本市場にもたらすことへの関心を低下させている。

こうした状況は、行政サービスを提供する代替的手段に対する頑なまでに保守的な日本の姿勢によってさらに悪化してきた。民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）は、日本が行政サービスの開発・提供を強化し、この分野を専門とする欧州企業を誘致するための方法となりうるとEBCはみている。2002年の水道法改正は、上下水道の管理を、PFI/PPP制度を通じて民間の専門事業者へ委託することを可能にしたとはいえ、これまでの受託率は限られているため、EBCは引き続き日本とEUの当局に対し、PFI/PPPの潜在的な可能性およびPFI/PPPの実際についての情報を共有するよう要望する。

補遺

**Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
Executive Operating Board
Board of Governors**

BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS

CHANEL



BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS

The logo for Gadelius, featuring a stylized 'G' icon followed by the word 'GADELIUS' in a bold, sans-serif font, all contained within a blue rectangular background.

100 Years in Japan

The logo for Hapag-Lloyd, featuring a stylized blue 'H' icon followed by the text 'Hapag-Lloyd' in a bold, sans-serif font.

BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS



Lufthansa

Deloitte.



SPECIAL SPONSORS

Barclays Group in Japan

DaimlerChrysler Japan Holding, Ltd.

Draeger Medical Japan Ltd.

Givaudan Japan K.K.

Nobel Biocare Japan K.K.

Nokia Japan Co., Ltd.

Philips Electronics Japan, Ltd.

sanofi-aventis K.K.

Veolia Water Japan

SPONSORS

Allen & Overy

Barco Co. Ltd

Baring Asset Management (Japan) Ltd

Bayer Medical Ltd./Animal Health Division

Clarins K.K.

CNC Japan KK

Credit Suisse Asset Management Ltd.

Dade Behring Ltd.

Danisco Japan Ltd.

Elektrobit Nippon K.K.

Fiat Auto Japan Ltd.

Guerlain KK

Henkel Japan Ltd.

Japan Ireland Economic Association (JIEA)

Merial Japan Ltd.

Nestle Japan Ltd.



SPONSORS

Novartis Animal Health K.K.

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

sanofi-aventis K.K.

Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd

SOFTBANK MOBILE Corp.

Swiss Business Hub Japan

UPM-Kymmene Japan KK

SUPPORTERS

BASF Japan Ltd.

Bluebell Japan Ltd.

C.M.A. (German Agricultural Marketing Board)

Credit Agricole S.A. Japan Ltd.

Credit Suisse Group Japan

Elle International Co. Ltd

Embassy of Finland

Falconbridge (Japan) Ltd.

Georg Jensen Japan Ltd.

Legris K.K.

Loyens & Loeff/Loyens & Volkmaars B.V.

Maersk K.K.

Marposs K.K.

Nihon L'Oreal K.K.

Nihon Tetra Pak K.K.

PCA Asset Management Ltd.

Pictet Financial Management Consultants Co., Ltd.

Rabobank Nederland

Roche Diagnostics K.K.

Royal Netherlands Embassy

Seric KK

Societe Generale Asset Management (Japan)
Co., Ltd.

Societe Generale Securities (North Pacific) Ltd.

Standard Chartered Bank

Swedish Chamber of Commerce

T-Systems Japan K.K.

Treibacher Schleifmittel Japan KK

Unilever K.K.

WAM Japan

Wella Japan Co., Ltd.

ZF Japan Co., Ltd.



EXECUTIVE OPERATING BOARD

EBC Chairman

Richard Collasse

President and Representative Director, Chanel K.K.
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 〒104-0061
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

EBC Senior Vice-Chairman

Hans Tempel (Germany)

President & CEO, DaimlerChrysler Japan Holding,
Ltd.
Roppongi First Bldg., 1-9-9 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo 〒106-8506
Tel: 03-5572-7172; Fax: 03-5572-7126

EBC Treasurer

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
MBE702 Ebisu Garden Place Tower 1Fl,
4-20-3 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo 〒150-6002
Tel: 03-3512-0435; Fax: 03-3512-0436

Markus Schaedlich (Austria)

c/o European Business Council
Sanbancho POULA Bldg. 2F.
6-7 Sanbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0075
Tel: 03-3263-6222; Fax: 03-3263-6223

Fabrizio Cazzoli (Italy)

President, Ducati Japan Ltd.
Nakameguro Okura Bldg., 1-26-9 Kamimeguro,
Meguro-ku, Tokyo 〒153-0051
Tel: 03-3794-5001; Fax: 03-3794-5715

Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)

Representative & General Manager,
Puratos Japan Co., Ltd.
2-2-22 Jingumae, Shibuya-ku
Tokyo 〒150-0001
Tel: 03-5410-2322; Fax: 03-5410-2321

Patrick van Oppen (Netherlands)

General Manager, Tokyo Branch
Loyens & Loeff/Loyens & Volkmaars B.V.
12F Nishimoto Kosan Nishikicho Bldg., 3-23 Kanda
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0054
Tel: 03-5281-5582; Fax: 03-5281-5583

Philip Gibb (Britain)

Private Client Manager, MAGELLAN Japan
My Square Bldg. 7F
2-10-3 Azabujuan, Minato-ku
Tokyo 〒106-0045
Tel: 03-3769-5511; Fax: 03-3769-5517

Thorstein Strand (Norway)

Vice President, Head of Finance & Accounting
Wallenius Wilhelmsen Logistics Asia
Tokyo Bldg. 21F., 2-7-3 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-6421
Tel: 03-5220-5817; Fax: 03-5220-5804

Claus Eilersen (Denmark)

President & Representative Director,
Novo Nordisk Pharma Ltd., Meiji Yasuda Seimei Bldg.
2-1-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0005
Tel: 03-6266-1000; Fax: 03-6266-1807

Hans Porat (Sweden)

President & CEO, Gadelius K.K.
Entsuji Gadelius Bldg.
5-2-39 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 〒107-8302
Tel: 03-3224-3413; Fax: 03-3224-3431

Michel Lachaussee (France)

President, Merial Japan Ltd.
Sanno Grand Bldg. 8F
2-14-2 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0014
Tel: 03-5251-8153; Fax: 03-5251-8194

Andre Zimmermann (Switzerland)

Senior Representative for Japan, Location: Switzerland
Embassy of Switzerland, 5-9-12 Minami Azabu
Minato-ku, Tokyo 〒106-8589
Tel: 03-3473-8386; Fax: 03-3474-6090

Gerard Keown (EOB-Ireland)

Counsellor / JIEA Secretary
Japan Ireland Economic Association (JIEA)
c/o Embassy of Ireland, 2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0083
Tel: 03-3263-0695; Fax: 03-3265-2265

BOARD of GOVERNORS

Austria (ABC)

President

Horst Mueller
Advisor, Hoerbiger Nippon K.K.
87-4 Honjo, Narita City,
Chiba 〒286-0114
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Representative

Ernst Laschan
Commercial Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,
Tokyo 〒106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Jacques Bertrand
President Asia Pacific, Barco Co., Ltd.
Yamato International Bldg. 8F
5-1-1 Heiwajima, Ota-ku, Tokyo 〒143-0006
Tel: 03-5762-8721; Fax: 03-5762-8740

Senior Representatives

Bert Winderickx and Rosemary Donck
Bancho Heim 323
1 Nibancho, Chiyoda-ku
Tokyo 〒102-0084
Tel: 03-3237-9281; Fax: 03-3237-9282

Britain (BCCJ)

President

Alison Pockett
President, Magellan Japan
My Square Bldg. 7F, 2-10-3 Azabujuban
Minato-ku, Tokyo 〒106-0045
Tel: 3769-5511; Fax: 3769-5517

Executive Director

Ian De Stains
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku,
Tokyo 〒162-0825
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

Denmark (DCCJ)

President

William Boesen
President, Carl Hansen & Son Japan K.K.
Aoyama Compal Bldg., 3-1-7 Minami-
Aoyama, Minato-ku, Tokyo 〒107-0062
Tel: 03-3408-7683; Fax: 03-3408-7641

Executive Directors

Jacob Hjaere and Nanami Mie Brandt
c/o Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,
Tokyo, 〒150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Estonia (Enterprise Estonia)

Representative

Marek Luts,
First Secretary, Estonian Embassy
2-6-15 Jingumae, Shibuya-ku,
Tokyo 〒150-0001
Tel: 5412-7281; Fax: 5412-7282

Finland (FCCJ)

President

Mika Makinen
c/o FCCJ, Setagaya Tsurumaki Heim 203,
2-33-20 Tsurumaki
Setagaya-ku, Tokyo 〒154-0016
Tel: 5450-7207; Fax: 5450-7208

Executive Director

Clas G. Bystedt
Setagaya Tsurumaki Heim 203
2-33-20 Tsurumaki, Setagaya-ku,
Tokyo 〒154-0016
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

France (CCIFJ)

President

Hubert De Mestier Du Bourg
Chief Representative for North-East Asia
Total Trading International S.A.
Akasaka Shasta-East 8F, 4-2-19 Akasaka,
Minato-ku, Tokyo 〒107-0052
Tel: 03-5562-5210; Fax: 03-5562-5315

Executive Director

Didier Hoffmann
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku
Tokyo 〒102-0085
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

BOARD of GOVERNORS

Germany (DIHKJ)

President

Guenter Zorn
President, DHL Japan, Inc.
1-37-8 Higashi-Shinagawa, Shinagawa-ku,
Tokyo 〒140-000
Tel: 03-5479-2556; Fax: 03-5479-2351

Executive Director

Manfred Hoffmann
Sanbancho KS Bldg. 5F
2-4 Sanbancho, Chiyoda-ku
Tokyo 〒102-0075
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

Greece (Hellenic Foreign Trade Board)

Representative

Athanassios Karapetsas
Commercial Counsellor
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi-Azabu, Minato-ku,
Tokyo 〒106-0031
Tel: 03-3404-5843; 03-3404-5845

Iceland (ILCCJ)

Representative

Eythor Eyjolfsson
General Manager, Icelandair
3-20-8 Naka-Meguro, Meguro-ku
Tokyo 〒153-0061
Tel: 03-3719-9340; Fax: 03-3719-9341

Ireland (JIEA)

Director

Philip Greenan
Account Director Networks
Nokia Japan Co., Ltd.
Arco Tower 17F, 1-8-1 Shimomeguro,
Meguro-ku, Tokyo 〒153-0064
Tel: 03-5437-3809; Fax: 03-5745-7933

Executive Director

Gerard Keown
Deputy Head of Mission
Embassy of Ireland
2-10-7 Kojimachi
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-008
Tel: 03-3263-0695; Fax: 03-3265-2265

Italy (ICCJ)

President

Andrea Tucci
Vice President, Asia Pacific, Alitalia
Harumi Triton Square X Tower 16F
1-8-10 Harumi, Chuo-ku, Tokyo 〒104-6016
Tel: 03-5166-9102; Fax: 03-5166-9197

Executive Director

Davide Casino
Enokizaka Bldg. 3F
1-12-12 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 〒107-0052
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

Lithuania

Representative

Lina Zukauskaitė, Counsellor,
Embassy of the Republic of Lithuania
2-11-25 Oyamadai, Setagaya-ku,
Tokyo 〒158-0086
Tel: 03-3703-6000; Fax: 03-5758-8281

Netherlands (NCCJ)

President

Ronald Scherpenhuijsen Rom
Branch Manager, Managing Director
ING Bank N.V.
New Otani Garden Court 20F
4-1 Kioicho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-009
Tel: 03-5210-0116; Fax: 03-5210-0764

Executive Director

Joanna Chinen
1-11-3 Fujisaki
Kawasaki-ku, Kawasaki-shi
Kanagawa 〒210-0804
Tel: 044-246-1355; Fax: 044-246-1355

BOARD of GOVERNORS

Norway (NWCCJ)

President

Trond Varlid, President,
Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.
1-17-6 Hamamatsu-cho,
Minato-ku, Tokyo 〒105-0013
Tel: 5472-7707; Fax: 5472-6160

Representative

Stein Saugnes
c/o Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku
Tokyo 〒106-0047
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

Representative

Alfonso Carbajo
Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
1-3-29 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 〒106-0032
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

Sweden (SCCJ)

President

Carl-Gustav Eklund
Representative Director, President
Hoganas Japan K.K.
Akasaka Shasta East, 4-2-19 Akasaka,
Minato-ku, Tokyo 〒107-0052
Tel: 03-3582-8280; Fax: 03-3584-9087

General Manager

Taiko Nakazato
Kioicho Fukudaya Bldg.
6-12 Kioicho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0094
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

Switzerland (SCCIJ)

President

Angelo Ponzetta
President & Representative Director, Asia
Pacific, CARAN d'ACHE Japan Ltd.
Ono Roppongi Bldg. 1F, 3-1-28
Roppongi, Minato-ku, 〒Tokyo 106-0032
Tel: 3568-3777; Fax: 3568-3773

Executive Director

Yuri Ohno
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F
5-2-6 Toranomom, Minato-ku,
Tokyo 〒105-0005
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066

EBC Vice- Chairman & Committee Chairmen Representative

Jean-Francois Minier

Representative in Japan
Director & Tokyo Branch Manager
Dresdner Kleinwort (Japan) Ltd.
Izumi Garden Tower 15F.
1-6-1 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo 〒106-6014
Tel: 03-6230-6000; Fax: 03-6230-6964

Committee Chairmen Representative

Stephane Ginoux

President, Eurocopter Japan Co., Ltd.
Pola Aoyama Bldg. 8F.
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku,
Tokyo 〒107-0062
Tel: 03-5775-6262; Fax: 03-5775-6265

Committee Chairmen Representative

Otto F. Benz

General Manager Japan
Lufthansa German Airlines
3-1-13 Shiba-Koen, Minato-ku,
Tokyo 〒105-001
Tel: 03-5402-5201; Fax: 03-5402-5209

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03-3263-6222 Fax：03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>